

学校死亡事故をめぐる「救済」と法(二)

——ある訴訟事例の検討を手がかりに——

小佐井 良太

I. はじめに

II. 事件の概要と展開

1. 事件経過の概要
2. 事故発生の状況
 - (1) 新聞記事の伝えた事故状況
 - (2) 「実況見分調書」の内容
3. 訴訟における原告・被告双方の主張
4. 事件の展開
 - (1) 事故後、提訴までの動き
 - (2) 提訴後の動き

III. 検討

1. 本件事件の訴訟を通じた法的解決のあり方の検討
 - (1) 本件事件における双方代理人弁護士的事案認識と訴訟戦略
 - (2) 訴訟上の和解による解決の解釈をめぐる
 - (3) 「使い勝手の悪い訴訟」: 「損害額の壁」がもたらす影響
(以上、95号)
2. 学校事故災害見舞金制度と事故の再発防止体制の検討
 - (1) 学校事故災害見舞金制度: その意義と限界
 - (2) 学校事故報告書制度の「機能不全」
 - (3) 学校弓道関係者による本件事故の受け止め方
3. 事件をめぐる「地域/第三者」の反応
 - (1) 「一市民」の反応
 - (2) マスコミ関係者の反応
 - (3) 市議会議員の反応
(以上、本号)

IV. むすびにかえて

2. 学校事故災害見舞金制度と事故の再発防止体制の検討

既に見たように、本件事件の展開を振り返れば「学校災害見舞金制度」の下、事故後の早い時点でAさん夫婦に対して「死亡見舞金」計3,500万円の給付がなされていた。しかし、本件事件の被害者遺族両親であるAさん夫婦にとって、この給付には一体どれだけの積極的意義があったと言えるのか、同制度の下での「死亡見舞金」給付が果たして、Aさん夫婦に対する何らかの「救済」機能を果たしたと言えるのかどうか、これらの点については先に見た「使い勝手の悪い訴訟」という点からも疑わしい面がある。よって、この観点に基づいて、改めて「学校災害見舞金制度」は「誰のために」存在する制度なのか、その意義と限界を以下で検証することにした。

また、同「見舞金制度」と連動している「学校事故報告書」について、事故の再発防止という観点から見た「機能不全」の状況を検証する。これにはまず、本件事件の「報告書」記載内容について確認を行う。また併せて、本件事件に先立つ3年前に起きていたある中学校弓道部における死亡事故を取り挙げ、同事故が先例として生かされていなかった事情を確認する。

加えて最後に、本件事件から最も直接影響を受け、事故の再発防止に関わり得るはずの学校弓道関係者の間で本件事件がどのように受け止められていたかを、ごく限られたデータに基づく形となるものの、可能な限りで検証を試みる。

(1) 学校事故災害見舞金制度：その意義と限界

ここではまず、「学校事故災害見舞金制度」の制度趣旨及び運用実績をいくつかの資料、及び筆者の聞き取りにより得られたデータに基づいて検証する。なお、ここまで単に「学校事故災害見舞金制度」として扱ってきたが、本件事件とのかかわりで実際には、以下の二つの制度が問題となる。すなわち、「日本体育・学校健康センター災害共済制度」及び

「熊本県 PTA 災害見舞金安全会」である⁽¹⁾。

以下、順番に二つの制度を取り上げ、その制度趣旨及び運用実績の状況について概観を試みた後、これら制度からの見舞金給付が本件事件に与えた影響について検討を試みる。

① 日本体育・学校健康センター災害共済制度⁽²⁾

同制度は、「日本体育・学校健康センター法」に基づき設置されている「日本体育・学校健康センター」が、学校設置者との契約により「学校の管理下における」児童生徒等の「災害」(負傷、疾病、障害または死亡)に対して災害共済給付を行うものである。その運営に要する経費は、国、学校設置者、保護者の三者による負担となる。同制度は、この三者(国、学校設置者、保護者)による互助共済制度の性格を有するものであり、その説明によれば「損害賠償制度や補償制度、あるいは、民間の傷害保険や生命保険等とは異なる他に類をみない制度」ということである。

同制度への加入契約は、学校設置者が保護者の同意を得て同センターとの間に災害共済給付契約を結び、共済掛金を支払うことで成立する。契約の対象となる学校は、国公立、私立の別を問わず、義務教育諸学校、高校、高等専門学校、幼稚園、保育所である。

給付の対象となるのは、「学校の管理下」で起きた災害であり、学校の授業や特別活動、部活動中の活動、登下校中に生じた災害までを含み、基本的に学校が何らかのかかわりを持つ状況下での災害を広くその救済対象とする。

なお、同制度の災害共済給付契約には、学校の管理下における児童生徒の災害について学校設置者の損害賠償責任が生じた場合、同センターが給付を行うことによりその価額の限度で学校設置者の損害賠償責任を免責する「免責特約」が設けられている。これは、同センターが第三者(学校設置者を含む)の加害行為による災害に対して給付を行った場合、その給付の価額の限度において被災児童生徒等の損害賠償請求権を取得

することに伴い、その代位行使による学校設置者の突発的な財政負担を避け制度内で分散負担を行うのが趣旨とされる。

このような同制度は、全体の加入状況がほぼ100%に近く、1998(平成10)年度のデータによれば、負傷、疾病、傷害、死亡全てを合わせた給付状況は、件数1,598,521件、給付金額18,717,969,000円となっている。このうち、特に死亡事件についてみれば、145件に対し2,447,550,000円である。

以下、同制度の下での死亡見舞金給付に限ってこれを見ると、その死亡見舞金給付金額は、最高2,500万円⁽⁴⁾である。死亡見舞金の給付は、交通事故のケースで加害者が損害賠償金を支払った場合を除き、学校の管理下で起きた災害であればほぼ無条件に、満額の給付がなされる仕組みとなっている。

給付請求の手續は、学校→学校設置者→同センター各都道府県支部という流れであり、基本的に保護者による請求ではなく、学校が保護者に代わって請求手續を行う。そして、給付の流れは、同センター各都道府県支部→学校設置者→児童生徒等の保護者、となる⁽⁶⁾。

以上、ここまで同制度についての概観を行った。これによれば同制度は、児童生徒一人当たり年間わずかの掛金⁽⁷⁾により、学校管理下において生じるあらゆる災害をカバーする形で治療療養費または見舞金の給付を迅速に行い、その互助的な共済制度としての機能を十分に果たしているものと理解することができる。

ここで、本件事件についてみれば既に事件経過で確認したように、同制度の下での本件事故発生当時の死亡見舞金満額1,700万円が、所定の手續に従って事故からほぼ2ヵ月後に被害生徒保護者であるAさん夫婦に対して支払われている。

② 熊本県 PTA 災害見舞金安全会

同制度は、上記「日本体育・学校健康センター災害共済制度」に基づ

く給付(以下、「センター給付」とする)を補完する目的で、熊本県下の小中高校等諸学校の児童生徒及び指導者を加入者として設立された制度⁽⁸⁾である。その沿革を見ると、当初は1970年代に「スポーツ災害見舞金」として出発しており、後に給付対象をスポーツ事例以外の学校・PTA活動全域へと拡大してきたものである⁽⁹⁾。

同制度の「センター給付」との補完関係は、「センター給付」が給付対象を「学校管理下の災害」に限定しているため、そこから漏れる事例についてカバーするという関係にある。この補完関係については、当時の文部省より指導を受ける形で給付対象の拡充が図られてきたとされる⁽¹⁰⁾。

このため、同制度も「センター給付」制度にならひ、ほぼこれに準ずる制度として構築されている。ここでは、その掛金や給付対象について詳述を略するが⁽¹¹⁾、本件事件との関係で死亡見舞金の給付についてのみ見ておくことにしたい。

同制度の下での死亡見舞金給付は、「学校管理下の災害」であれば「センター給付」と併給の形で最高1,800万円が、「学校管理下の災害」に該当せず「センター給付」がなされない場合は最高2,700万円が給付される仕組みとなっている。死亡見舞金給付の申請は、単位PTAまたは所属団体の責任者が同「安全会」に対して行ひ、同安全会による審査・給付の決定を経て、単位PTA会長を通して被災者に給付する形である。なお、申請手続き及び審査・給付の決定は、「センター給付」と並行・連動して行われる仕組みとなっている。

本件事件についてみれば、事故後、山鹿中PTA会長より同「安全会」に対して給付の申請がなされ、「センター給付」の給付決定と同時に同「安全会」給付も給付決定を行ひ、山鹿中PTA会長を通して被災者遺族両親であるAさん夫婦に、死亡見舞金満額1,800万円が給付された。

③ 検 討

以上、ここまで本件事件とのかかわりで二つの「学校事故災害見舞金

制度」について、その概要を確認した。以下では、これらの制度による給付が本件事件に対して与えた影響、特に死亡見舞金の給付に関わる問題点を検討しておこう。

まず、両制度とも「互助制度であって、保険ではない」制度の性格が問題になる。両制度とも死亡見舞金の給付にあたっては、交通事故の事例を除き、災害発生に関する原因や過失について特に問題とされることはない仕組みとして成り立っている。このため死亡見舞金の給付は、その手続上、被災者生徒の「死亡の事実」のみが報告されれば足り、事故の詳しい状況について報告が求められる形とはなっていない。このため、二つの制度それぞれの担当者は純粋に給付業務のみを扱い、「事故に関して内容的なことは全く知らない。いきさつを聞く立場にない。亡くなられたということで給付をするだけ。被害発生の実事⁽¹³⁾だけで給付を行う」という形となっている。

こうした死亡見舞金給付のあり方及びその性格から、同見舞金の給付が本件事件に与えた影響を考える上で重要と思われるのは、同見舞金給付に与えられる意味づけの問題である。改めて事件展開を振り返れば、Aさん夫婦がこれらの給付金に与えた意味づけと、学校関係者／市教委／被告側弁護士たちが与えた意味づけの間には、同制度の存在意義・制度趣旨に対する理解・意味づけと併せて、大きな齟齬が生じていたように思われる。この点こそが、本件事件に同見舞金給付が与えた影響の、まずは重要な一点である。

事件展開を振り返れば、二つの制度の下での死亡見舞金給付が、被告側弁護士たちによる「公的制度に基づく損害の公平な担保」というような制度趣旨そのままの意味づけで、Aさん夫婦に了解されていたとはとても言い難いものと思われる。実際、Aさん夫婦が同見舞金の受給に際して学校側から受けた説明は、ただ「制度的にそうなっている(給付がなされることになっている)」という一点のみ⁽¹⁴⁾だったのである。

ここには、同制度の加入に際し保護者の同意を得る一連の手続の中で、

その制度趣旨や死亡見舞金給付の意味合いについて、保護者に対してどこまで了解可能な形での説明がなされているか、という点での問題がある。この点について、「センター給付」、「安全会給付」いずれの担当者の説明も、「十分な理解を得られるよう努めてはいるが、十分とはいいいない⁽¹⁵⁾」ことを端的に認めている。

またそもそも、加入時に保護者に対してどれだけ十分な説明を行っていたとしても、一般の保護者にとって二つの制度に対する認識は、せいぜい「万一、ケガをした際の補償」という理解にとどまるものであろう。わが子の死亡を具体的な可能性として意識して、その制度趣旨を制度が前提とする形で加入時に理解することを求めることの方が、「土台、無理な話⁽¹⁶⁾」なのである。

一方で、こうした制度理解の不十分・不徹底という面もさることながら、他方では、同制度の給付申請が保護者ではなく学校長から学校設置者を通す形で手続がなされる仕組みとなっている点も、見逃せない。これまで何度も確認してきたように、事故後、Aさん夫婦が何よりも求めていたのは、詳しい事故状況の説明に他ならなかった。しかし、事件展開において、学校／市教委は十分な事故状況の説明を結局行うことなく、制度の規定に従って死亡見舞金の給付申請手続を進め、事故から2カ月後の時点で早々にその受領をAさん夫婦に求めている。そして、給付がなされた後は「これで事故の処理は全て終わった」と言わんばかりの態度で、「これ以上の対応はできない」旨の返答・対応に終始していたのである。ここには、同制度の下での給付の「システムティックな処理」に伴う問題が、現出しているものと言えよう。

以上を考え合わせれば、同制度の給付が、学校側の過失を基本的に前提にしていない／問わない体制であることを考えてみても、被告側弁護士たちの同制度給付金に与えた意味づけは、法専門家の立場から同制度が本来持ち得るはずの機能・意味について、一つの「あり得べき解釈」を示したものに過ぎないことになる。事件展開において、学校関係者の

対応や説明に事故状況の具体的な説明に基づく真摯な反省や謝罪がついになされなかったことを考えると、そこに「施設管理者の学校に過失があったから云々」などという意味解釈／意味づけが入る余地は、本件事件での展開を見る限り、少なくともAさん夫婦には理解されていなかったはずである。本件事件において、そうした「うわべだけの説明」にAさん夫婦が事後的にも何らかの意味を見出すことは、おそらくできなかったものと言うべきだろう。

なお、死亡見舞金の性格をめぐることは、二つの制度の担当者たちがそれぞれ、「死亡時の見舞金給付は、遺族に給付されるものであり、被害者本人に給付される他の事例〔疾病・傷害・障害ケース〕とは少し性格が異なる」との認識を示していることが注目される。⁽¹⁷⁾ また、「満額・重複〔安全会 給付との重複〕で給付がなされても、裁判になるケースはある。むしろ、多いかもしれない」という事情が指摘されていることや、実際、同制度の下で給付がなされた死亡見舞金について、被害者遺族両親によってその受け取りを拒否されるケースがしばしば見られるという事情も存在している。⁽¹⁹⁾

こうした点を考え合わせても、同制度の下で給付される死亡見舞金の位置づけ／意味づけをめぐることは、実際にその給付を受ける側の被害者遺族両親の視点から見て、その制度的「処理」がシステムティックに「強行」されることとあいまって多くの問題を孕んでいるものと理解することができよう。

さらにそこに、既に見たように同制度の下でいち早く制度的給付がなされる結果、後に民事の損害賠償訴訟という形で事故の真相究明・責任追及を求める訴えを被害者遺族両親が提起するにあたり、その過失割合と損害額の算定如何によっては「損害額の壁」が立ちをはかることになり、「使い勝手の悪い訴訟」状況が現出することにもなるのである。ここには、同制度の下で「被害の迅速な救済」を目指してなされる制度的給付の実現が、訴訟を通じた事故の真相究明や責任追及を妨げることに

つながる側面を指摘することができる。

次にこの点とも関連して、以上見てきた「学校事故災害見舞金制度」と連動する形で本来、学校事故の状況説明・原因究明に資する一つの制度として位置づけられているはずの「学校事故報告書」制度が、実際にはそうした役割を果たすことなく「機能不全」の状況に陥っていると思われる点について見ておくことにしよう。

(2) 学校事故報告書制度の「機能不全」

これまで見てきた通り、本件事故の一連の展開において、事故後Aさん夫婦が何よりも事故の状況説明をまず求めたのに対し、学校側の説明は「通りいっぺんの説明」に終始するものであった。

これに関して、ここではまず、事故後に学校から市教委へ、また「学校事故見舞金制度」の下で死亡見舞金給付の手続を進めるに際して学校から「日本体育・学校健康センター」へ、どのような「事故報告書」が上げられていたのかを確認することにより、本件事故について「学校行政の内部」ではどのように事故状況が伝えられていたのかを見ておくことにしたい。

① 本件事故についての「学校事故報告書」の内容と反省

まず、事故後、山鹿中学校長から山鹿市教委宛に提出された「事故状況報告書」⁽²⁰⁾について見れば、その内容は以下の通りである。

山中第***号
平成7年5月19日

山鹿市教育委員会
教育長***様

山鹿市立山鹿中学校長

部活動中の事故について(報告)

このことについて、下記のとおり事故が発生しましたので、管理規則第27条の規定により報告します。

記

1. 事故の発生日(時) 平成7年5月8日(月)午後3時40分
2. 事故の発生の場所 本校の弓道場
3. 関係者氏名 *** [Aくん] 山鹿中学校3年*組在籍
(保護者氏名*** [父親Aさん])
*** [Bくん] 山鹿中学校3年*組在籍
4. 事故の経緯

連休明けの5月8日(月)午後3時40分、弓道場での部活動の練習中、弓道場の射場では、3年生の10名と1年生2名(矢取り)が活動中であった。8名の3年生部員の最後の一人B君が的に向かって矢を放つ直前、トイレから帰ってきたA君が射場の正面横にて、靴を脱ぎ、右手でメガネを外し、左手で目を擦りながら、1.2m程左側に寄って行った地点で、友達の「危ない。」という声に振り向き様、左の額(左の眉の数cm上)に至近距離(50cm余り)で不運にも練習用のアルミ製の矢が直撃した。「ウアー」という声を発し、寝返りを打って倒れ、手で矢を払おうとし、手をばたつかせて呼吸が荒くなり、まもなくいびきをかき始め、昏睡状態に陥った。

[*以下、事故報告書提出日までの関係者の動きについての記載、略]

ここに記された事故の状況には、「1.2m」や「50cm」といった具体的な数字が記載されている。これは、事故後に行われた山鹿警察署による「実況見分」の際に明らかになった数字と合致しており、その意味でこの「報告書」の記載は、「実況見分」の概要を断片的ではあるにせよ、ある程度踏まえて書かれたものと思われる。ただし、具体的な記述はそうした数字のみであって、事故の発生原因について検討するような「踏

み込んだ記述」は一切なされていない。「不運にも練習用のアルミ製の矢が直撃」した事故という記述にとどまっている。

なお、山鹿中から「日本体育・学校健康センター」熊本県支部宛に死亡見舞金給付の申請に際し添えられた「災害報告書」における「災害発生の状況」欄記載の内容も、その冒頭に「指導者は職員会議中であったが」という一文が加えられている以外は、全く同じ文章となっている。

なお、ここでこれら報告書に添付されている学校長・山鹿市教委教育長それぞれの「事故に対する反省」を併せて見ておくことで、これら学校教育行政内部の責任者たちにとって本件事故がどのように認識され、どのような反省と具体的な対策が採られたのかを確認しておきたい。

<山鹿中学校長の反省>

学校は、生徒の命を預かり、生徒の命をはぐむ所である。あってはならない不測の事態を招き、学校の最高責任者として深く反省している。

二度と重大事故が起こらないよう、学校全体の見直しを図り、施設面での改善を初め、安全点検の習慣化を徹底し、A君の死に報いる覚悟である。

今回の事故が、学校管理下における部活動中の事故であるという事の重大さに鑑み、生徒及び保護者に大きな動揺と不安を与え、地域社会にも多大のご心配をおかけした事実を直視し、安全面での危機管理が不十分だったことを憂慮し、今後の学校教育全体の事故防止に万全を期したい。

- ①学校事故等を未然に防止するため、平成5・6・7年に出された鹿本教育事務所よりの通知文の意義を踏まえた指導体制を確立する。
- ②部活動の指導計画、指導方法の見直しを図る。
- ③早急に施設・設備・用具等の改善、点検を行い、定期的安全点検を徹底させると共に活動前の日々の点検の習慣化に努める。
- ④指導者不在の部活動は絶対に行わない。
- ⑤生徒の部活動に対する姿勢や態度の面での指導を強化して行く。
- ⑥校内はもとより通学路点検や地域の危険箇所等の把握に努め、環境面で安全確保に万全を期す。
- ⑦その他、職員・生徒共に生命尊重の精神を醸成していく。

以上、今回の不幸な事故を契機として、反省すべきは反省し、改善すべき点は改善していくと共に、一日も早く本校の本来の姿に戻れるよう、全生徒・保護者・全職員が一致協力して、伝統ある山鹿中学校の再構築に校長として最善

を尽くし、山鹿市民の本校に寄せられる期待と信頼に応えるべき学校経営に邁進していきたい。

＜教育委員会の反省＞

(1) 山鹿中学校における弓道部活動中の事故は、学校教育の場にあってはならない事故であり、公教育における命の尊さを改めて痛感させられる重大事故であることを肝に命じたい。部活動は健全な心身の育成を図るために、教育活動の一環として不可欠な領域であり、児童・生徒の欲求から考えても、楽しみにしている時間である。

しかし、一つ方法を誤れば命を落とす危険性もありうることについて、その重大性に対する認識が、部活動の主体者である児童・生徒そして指導者の全員に徹底していることが要求される。このことは、山鹿中学校でも十分指導がなされていたとは思いますが、日頃から命の尊さや人権の大切さを指導している教育委員会として、A君、B君及び保護者に対して、なんとお詫びしてよいか言葉も選べないほど、痛恨の窮みである。

(2) 今回の事故の問題点はいくつか考えられるが、事故発生当時、指導者が不在であったことが、第一に指摘される。部活動の指導に当たっては、指導者がついていることが原則である。しかし、子どもの発達段階や指導内容等によっては、一部自主的な練習内容も考えられることも事実である。いずれにしても今回のように、命に関わる内容の場合、指導者が不在であれば、管理責任が問われることを念頭において指導に当たることが肝要である。

(3) また、事故発生時のA君の行動から、どうかしてこの事故が未然に防げなかったものかと、悔やまれてならない。A君がなぜ、このように危険と予想される方向に動いたのか。A君の危険な動きに対して、どうか止める手立てはなかったのかと、考えれば考えるほど心が痛んで仕方がない。A君の動きについては、警察等の事情聴取にお任せしておきたい。

精神を集中して的を狙い、矢を射ようとしていたB君にとっては、左後方は死角と思われる。おそらく、近づいたA君には、気づかなかったのではないかと。この点についても、専門家の調査から適切な指導がなされることを待ちたい。

ただ、矢を放ったB君の心中を察すれば察するほど、心のうずきを感じずにはおられない。B君やその保護者に対しても、お詫びのしようもない心境である。

(4) スポーツ系の部活動では、武具や道具等を使用する機会が多い。武具の使用がどれだけ危険であるかについては、弓道部員の全員がきちんと理解し認識していたはずである。しかも、武具の扱い方の基礎・基本について

も、みんなが分かっていた上での事故である。まさにマンネリ化や慣れの恐ろしさの表れであり、人の心のすき間に魔の手がのびたとしか考えようがない。このことを今後の貴重な糧としたい。

- (5) 今回の事故発生から考えると、弓道場北側の射場からの場間に、生徒の立ち入りを遮断するような防護柵等を講ずべきであったという反省が残る。このことについては、直ちに手配をして既に業者に発注している。
- (6) 学校は命を預かる所であり、育む教育の場である。今回の事故は、その根幹を揺るがす重大な出来事であったことを、深く反省し関係者にお詫び申し上げる。

今回の事故を教訓として、教育活動における全ての事故防止に向けて、人的面・物的面からの見直しを図り、決してA君の死を無駄にせず、安全で健全な教育指導を展開していきたい。

- (7) 山鹿中学校の弓道部は、ここ数年間素晴らしい実績を残し、今年も全国大会出場権を得て、一段と頑張っていて練習していた矢先の事故である。事故の重大性を深く反省して今後に備えることは当然であるが、このことを通じて、弓道部だけでなく全ての部活動が、益々健全な部活動として進展していくように、学校と家庭が連携を図っていくよう指導を徹底させたい。

さて、以上長くなったが、事故報告書における学校長・市教委教育長それぞれの事故に対する反省の弁を見てきた。ここからはどのようなことが読み取れるだろうか。

まず、校長・教育長とも、いずれもその反省の内容は多分に精神論的なものであり、理念的に掲げられているに過ぎない。しかしその中でも、教育長の反省においては、事故の具体的な状況に若干踏み込んだ反省となっていることが注目される。「どうにかしてこの事故が未然に防げなかったのか」を述べる教育長の反省においては、Aくん自身の「過失」に対する認識が伺われる一方、Bくんの「過失」を問うことは慎重に避けられていることが感じられる。また、「マンネリ化や慣れの恐ろしさの表れであり、人の心のすき間に魔の手がのびたとしか考えようがない」という表現からは、本件事故を不可避の運命的な事故であったと見る認識が伺えると言えよう。⁽²¹⁾

そうした中で教育長は、反省項目の(5)において、事故前の山鹿中

弓道場の設備面での不備が本件事故につながったとする率直な反省を示すと共に、既にそのための対策(防護柵の設置)に取り組んだことに触れている。この点に対する認識は、既に確認した本件事故の状況に照らしてみても、妥当な判断であると言える。

しかしこうした反省は、事故の被害生徒両親であるAさん夫婦に対して、率直に語られ、説明されることはなかった。事故後大々的に弓道場改修工事がなされて行くことについて、弓道場に安全面で何らかの欠陥があったことを感じたAさん夫婦だったが、その「不信感」を払拭するような形で上記反省が示されることはなく、あくまで「内部向けの反省」にとどまっていた点を、指摘しておかなければならない。

さて、ここまで本件事故に関して山鹿中校長及び山鹿市教委教育長が作成した「事故報告書」の内容から、彼ら学校教育行政責任者たちの事故状況に対する認識とその反省の内容を具体的に見てきた。

一方では、彼ら責任者たちが作成する「事故状況報告書」において、その具体的かつ詳細な記述を求めることの困難さを指摘できる。この点は、「死亡事故のケースは、何らかの形でトラブルになる。学校側の事故対処に対する不信感が、後々尾を引くようだ。学校事故報告書の内容について、情報公開制度に基づき公開されるようになれば、その記載内容をめぐってトラブルになるケースが多い。しかし、よく調べて、間違いのないことを書けるか」というと、難しい。事故現場にはいなかった人間(校長等の管理職)が書く場合がほとんど」という指摘が持つ、現状における一定の限界を踏まえた認識を考慮しておく必要もあるだろう。

しかし他方では、人一人の命が失われた重大な事故であるにもかかわらず、そして事故の原因究明について警察との連携や[弓道]専門家との連携が述べられているものの、実際にそうした具体的な取り組みは何らなされないまま、ただ言及されているだけのものにとどまっている。現実には、学校現場自らが事故の状況解明に積極的に乗り出そうにも、自らの責任が問われかねない状況下において事故の原因究明に踏み込ん

だ判断を行うことは、まず不可能と言わざるを得ない。そうすると、ややもすれば本件事故に示された反省のように、事故の発生自体を「不運な、避けられなかった事故」と位置づけることで学校現場及び学校教育行政内部では「誰も傷つかない」事故状況判断にとどめる方向に向かいやすいことは、組織の自己防衛的反応に照らしても理解しやすいところである。

このように考えれば、事故の状況説明や原因究明並びに事故の再発防止という目的を一定程度果たして行くためには、これらを学校現場の自主的な努力に任せるのではなく、第三者機関の下での独立した機能として位置づける必要があると言えよう。そうすると次に問題となるのは、現状においてこうした機能を果たすことが予定されている制度ないし機関はないのかという点であり、かつまた、その現実の作動状況がどのようなものであるかという点である。

これについて実は、先に見た「日本体育・学校健康センター」の行う災害共済給付業務の一環において、制度理念としては部分的に想定されていることを指摘することができる。しかし、同制度の下での事故情報収集機能及び事故の再発防止に向けた体制は、現状ではほとんど有効に機能していないことを指摘しておかなければならない。次に、この点を、本件事故に先立つ3年前、同じく中学校における弓道の部活動中に本件事故とほぼ同様の状況下で死亡事故が起きていたにもかかわらず、その事故が教訓として生かされていなかった事実の指摘と共に、確認しておきたい。

② 生かされなかった「教訓」

本件事故に先立つ3年前の1992年、神奈川県・慶應義塾附属中学校においてやはり、弓道部の部活動中に死亡事故が起きている。この事実については、本件事故から約2週間後の地元紙・熊本日日新聞記事において確認することができる。それによれば、以下のように簡潔に紹介がな

されている。

<熊本日日新聞・1995年5月21日付朝刊記事>

弓道部の練習中の事故は今回が初めてではない。3年前にも神奈川県慶應義塾中学で練習中に他の部員の矢が当たって死亡する事故が起きている。

ここで問題となるのは、この先例となるべき事故の具体的な発生状況であり、またこの事故後にその情報が、具体的な再発防止対策として十分に伝えられていたかどうかである。

この点について、まずはこの慶應付属中事故を報じた当時の地元紙・新聞記事からその事故状況を確認しておきたい。

<神奈川新聞・1992年10月22日朝刊記事>

頭に矢、中2が重体

慶應普通部 弓道部の自由練習中

21日午後5時ごろ、横浜市港北区**の慶應義塾普通部の弓道場で、弓道部の練習中、同市緑区**、同校2年****さん(14)の右前額部に他の部員の放った矢が当たった。**さんは頭の骨を折るなど意識不明の重体。

港北署の調べでは、**さんは自分の矢を放った後、射場で弓を放とうとしていた他の部員の前を横切ったが、この部員が**さんに気づかず弓を放ってしまったらしい。この日は午後3時から部員10人で自由練習をしていた。顧問の教諭はいなかったという。

***普通部長の話

全く思いがけない事故で、責任を痛感している。通常自由練習の場合は、顧問も時々是指導するが、この日は学年会議で不在だった。いつも不在ということはない。

以上の新聞報道に基づいて、事故状況のポイントのみを確認しておく、記事によればこの慶應付属中の事故も亡くなった被害生徒が「弓を放とうとしていた他の部員の前を横切る」形で至近距離から頭部に矢を受けていること、及び事故発生時、顧問教諭が学年会議のため不在であり、生徒だけで練習中に起きた事故であることを確認することができる。

新聞報道を見る限りでは、本件事件とほぼ同様の状況下で起きた事故であることが分かる。なお、この事故の被害生徒は、事故から2日後の同年10月23日、脳挫傷と頭蓋骨骨折により亡くなっている。

このように、新聞報道を見る限りでは、その詳しい事故状況は明らかでないものの、ほぼ同様の死亡事故だったことが理解される。そうすると、問題となるのは、この慶應付属中の死亡事故がその後「先例」として適切に生かされ、きちんとした事故再発防止対策がとられたかどうかである。

これについては、まず先に触れた「日本体育学校・健康センター」災害共済制度の下で、事故事例に関する情報の収集及びその紹介がなされていることを指摘しておかなければならない。同センター「学校安全部」が、年度毎に災害給付の実態について統計資料と共に刊行物を発行している。『学校管理下の災害・死亡障害事例集』がそれである。同『事例集(平成6年度版)⁽²³⁾』では、上記、慶應付属中の死亡事故が以下のように記載されている。

弓道場で弓術部活動時、生徒が矢を放とうとした際、本生徒が3m離れた所に落ちていた弓具を拾いに下りたため、放たれた矢が右額に当たった。救急車で病院へ移送、手術を受けたが2日後に死亡した(中2男、死一脳出血)

このように、本件事件の「先例」とも言うべき慶應付属中の弓道部活動中死亡事故は同「センター」発行の『事例集(平成6年度版)』に、詳しい事故状況については十分でないものの、記載されていたという事実を確認することができる。すると問題となるのは、この『事例集(平成6年度版)』に記載された情報が「先例」として適切に生かされ、同種事故の再発防止を図るためその役割を果たしていたかということである。

この点について結論から述べれば、この「先例」となるべき死亡事故は、同『事例集(平成6年版)』に上記のような形で記載されていたものの、その情報が事故の再発防止に向けて適切な形で、本件事故以前に

十分活用されていたとは言い難かった。同事故の存在は、神奈川県下及び一部の弓道関係者の間で知られていたのみであり、同事故を受けて徹底した事故状況の情報伝達及びこれに基づく事故の再発防止対策が図られることはなかったのである。

これにはまず、同『事例集』の配布状況という問題がある。同「センター」関係者の話によれば、同『事例集』は有償の刊行物であるため実際の購買数は少なく、地域によってその事情はまちまちであるものの、概ね各市町村単位の教育委員会に1冊が存在するかどうかの状況であり、中には「継続して購入していない教委もある」というのが実情とのことである。あくまで同『事例集』の刊行は、災害共済給付業務を扱う同「センター」として「刊行物の存在をアナウンスするのみ」の状況である。⁽²⁴⁾

このため、同『事例集』を学校現場のレベルで広く活用し、事故情報の集積と分析に基づいて同種事故の再発防止に向けてしっかりとした対策をとる体制には、なっていないのが現状なのである。

このような現状を見ると、「日本体育・学校健康センター」の行う災害共済給付業務の一環において、その制度理念として部分的に想定されている「事故情報の収集・伝達に基づき、同種事故の再発防止に寄与する」という点は、遺憾ながら「機能不全」の状況に陥っているものと言わざるを得ない。現状の制度において、こうした事故再発防止対策を打ち出し得る唯一の制度は、その機能を十分に果たし得ていないのである。先に本件事故についての「事故報告書」の記載内容を確認したが、そのことから見てとれるように、同「センター」はその災害共済給付の業務を行うにあたり事故情報の開示・伝達をそもそも前提とした制度としては構築されておらず、「報告書」は給付申請に際してあくまで形式上、必要とされている書類に過ぎないからである。

そしてこのことは、実は、教育行政内部で学校事故情報の伝達防止を阻む「壁」となる意識が存在していることにその原因の一端を求めざる

を得ない。この点が明らかとなるのは、本件事故についてその事故情報がどのように伝達され、どのような事故再発防止対策が事故後にとられたかを、全国の一部学校弓道関係者を対象として筆者が行った聞き取り調査の過程においてである。次にこの点について、本件事故の再発防止対策をめぐる学校弓道関係者の置かれた現状及びその認識の紹介を通して、検討を加えることにしたい。

(3) 学校弓道関係者による本件事故の受け止め方

本件事故に対する全国学校弓道関係者の受け止め方を見る上で、まず触れておかなければならないのは、本件事故の舞台となった中学校のレベルではそもそも事故の再発防止に向けて情報伝達を行う全国組織そのものが存在しないという事実である。このため本件事故を受けての事故再発防止へ向けた取り組みは、高校レベルにおける全国組織「全国高等学校体育連盟弓道専門部・学校体育検討委員会」⁽²⁵⁾(以下、「委員会」と略)による取り組みが中心であった。

そして、実は同「委員会」により本件事故発生以前の段階から、全国の高校弓道部を対象に「全国高体連事故実態調査」がなされ、その結果に基づき「弓道部における事故防止対策を考える」連載企画が月刊誌「弓道」⁽²⁶⁾誌上に公表されてきたという事実が存在する。

実は、この企画が始まったきっかけこそ、先に見た1992年10月に慶應付属中で起きた死亡事故であったことが、本件事故発生から1年後の「弓道」誌上同連載企画(同誌1996年6月号)において、初めて明らかにされたという経緯がある。この経緯が物語っているのは、実際には慶應付属中の死亡事故により一部学校弓道関係者の間で死亡事故発生の「衝撃」が伝わり、高校弓道の関係者を中心に一定の事故再発防止対策が進められていたものの、それが十分な成果を上げる前に、本件事故が起きてしまったという事実である。

この点について、雑誌「弓道」(1996年6月号)掲載の「弓道部員の事

故防止再考」と題する記事は、以下のように述べて本件事故及びそれに先立つ「先例」である慶應中弓道部における死亡事故の発生について紹介を行っている。

<雑誌「弓道」(1996年6月号)掲載記事>

全国高体連弓道専門部学校体育検討委員会は、平成5年度(1993年)から、弓道事故防止を目的に、全国の高等学校の協力の下に「弓道事故傷害調査アンケート」を実施してきた。実施の背景には、平成4年(1992年)に某中学校での部活動中の死亡事故発生があった。これをきっかけに、高体連弓道専門部で事故防止の研究・検討に入り、実状調査の一環としてアンケートを行ったのである。また、「弓道」誌を通じて事故防止策を発表してきた。幸い、年々発生件数の減少を見せてはいるが、絶無には至っていない。

今号では事故防止対策のために今まで行ってきた事故の再考察をしてみたいと思う。この活動が教育現場の指導者層の参考に供され、一日も早い事故ゼロ年が迎えられるよう願うところである。

1. 事故の発生

(ア) 死亡・重症事故例とその原因(1992年～1995年)

①平成4年(1992年)東京⁽²⁷⁾

某中学校における部員の死亡事故(顧問不在)。

→部活動規律の不徹底から生じた不注意による事例。

②平成7年(1995年)熊本

某中学校における部員の死亡事故(顧問不在)。

→道場施設の不備と使用上の不注意から生じた事例。

<*以下、略>

このように、本件事故の「先例」となった慶應付属中弓道部での死亡事故は、その後起きた本件事故の発生を経てようやく、雑誌「弓道」誌上でその発生が言及されている。上記記事の掲載以前でかつ本件事故発生前の時点で既に2回(1994年3月号、11月号)、同「委員会」は雑誌「弓道」誌上で「事故防止対策」に関する記事を企画連載していながら、そこでは比較的軽微な傷害事故(未遂を含む)が紹介され、その対策が検討されているにとどまる。何故、もっとストレートに、「先例」死亡事故の発生状況とそこから検討すべき事故再発防止対策を訴えかけな

かったのか。もし、そうした対策がより徹底してなされていたら、あるいは本件事故は発生せずに済んだのではないか…。

この点こそが実は、先に簡単に言及した「教育行政内部で学校事故情報の伝達防止を阻む『壁』となる意識が存在して」いたことによるものである。⁽²⁸⁾ 具体的には、「先例」となった慶應付属中での死亡事故について、同事故の状況を知り得る立場にあった神奈川県为学校弓道関係者(高校)が同事故の詳しい情報伝達に消極的な姿勢だったことによるものであった。この点について、上記神奈川県为学校弓道関係者(高校)は、筆者の電話による聞き取りに対して、概要以下のように事情を語っている。⁽²⁹⁾

(関係者)「事故状況は、本来出ないはずの所に[亡くなった]生徒が出た、と聞いている。新聞記事に書かれていることは、内容的に間違っておらず、事実が書かれている。矢を放った子どもは、その後学校を辞めて行った。事故後、親同士でどういう解決をしたのかは知らない。亡くなっているのだから、深く詮索せずに過ぎることを祈っている。[事故は]辛い、マイナスのことだから、県外に積極的に伝えることはしていない。こちらも、熊本で起きた事故[注：本件事故を指す]についてはアンタッチャブルにしている。触らずにおいてあげた方がいい…」

同様の事情について、別の関係者も次のように語っている。⁽³⁰⁾

(関係者①)「慶應の高校とは、定期戦を持っていた。親しければ親しいほど、[事故のことは]タブーとなる。だから、新聞記事の範囲内でしか事情は知らない。事故の発生は、学校のイメージダウンになるので、新聞に載らない限り事故を隠す。事故の実態調査に関して、『なるべく具体的なことは載せない方がいいのではないか』という意見もある」

(関係者②)「事故に関しては、教員の持つ資質・弱さという問題もある。傍で見ている、学校関係者の閉鎖性を感じる。特に、体育関係にその傾向が強い。そういうことに関して疑念を抱いても、どうにも

できないのが現実。事故が起きても、お互いに傷つけない。配慮が行き過ぎて、秘密主義になる傾向がある。事故の実態・真相については非常にアバウトで、お互い、あまり聞いてはいけないとか、聞いては[相手の]感情を害するのではないとか、傷つけてはいけないとか、どうしてもそうになってしまう」

このように、学校弓道関係者の反応を敢えて一言でまとめれば、それは死亡事故に対する根強い「忌避感」と言えるだろう。この点については、もちろん、全く理解できないわけではない。それだけ死亡事故の発生は、当該学校現場の人間はもちろん、他校／他地域の関係者にも大きな衝撃を与えるものだからである。しかし、そこに教育現場／教育行政における「閉鎖性」の要素が加わることにより、将来の事故再発防止に向けた事故情報伝達・開示に向けての取り組みが決定的に阻害されてしまう現状については、やはり言及しておかなければならないだろう。改めてこの点は、学校弓道という特定の競技分野のみにとどまらず、学校事故の発生をめぐる学校教育現場及び学校教育行政の両面において広く指摘できる問題点であると言える。

さて、一方で上述のような状況下、本件事故及びそれに先立つ慶應付属中の死亡事故発生に関して十分な事故情報の伝達と再発防止に向けた組織的対策が必ずしも十分に広がらない中、他方では本件事故が学校弓道の現場に与えた「微妙な影響」は少なからず存在していたことを指摘できる。例えば、長崎県のある高校弓道部では、それまで顧問教諭によって再三繰り返されてきた弓道場の改修要請に対して「なしのつづて」だった学校側の状況が、本件事故後一変して、数百万円単位の予算がつくと共に早急な工事に着手した、との話がある⁽³¹⁾。こうした例は、本件事故の新聞報道に接した学校関係者・弓道関係者の間で、事故に対する自己防衛的な意識ともあいまってある程度自発的に生じた本件事故に対するリアクションであったと理解することができるだろう。

しかし問題となるのは、繰り返しになるが、本件事故をめぐる訴訟の

立証過程で明らかになった具体的な事故状況ないし安全指導上の問題点が、学校関係者／学校弓道関係者の間に十分伝わっていなかったことである。⁽³²⁾この意味において、本件事件における事故の再発防止という目標は、全国的なレベルでの学校弓道の現場において十分に達成されたとは言い難い。和解において「認定」された弓道場施設の瑕疵や顧問教諭の安全指導面に関する具体的な問題点については、新聞報道により抽象的な形でその存在が指摘されたことを確認できる形になったものの、その具体的な中身について広く周知されるに至らなかった。それらはいくまで、本件事故を受けて一部で生じたリアクションのレベルにとどまっていたのである。この点において、最終的に和解に至った本件事件の解決において、事故の再発防止という観点からの限界を指摘しておかなければならない。

さて、以上ここまで、学校弓道関係者の本件事故に対する受け止め方を見てきた。事故の再発防止に取り組む組織的体制が不十分な中、学校弓道に関わる個々の関係者たちは、極めて限られた範囲ではあるが自らにできる範囲で自己防衛的に安全対策を進めて行くしかないのが現状であろう。死亡事故の教訓が十分に生かされない現状の下では、それだけ、起きてしまった事故を「不運」へと押しやることでその都度やり過ごす方向へと意識が向かいやすいものと思われる。そのことが、学校事故災害見舞金制度の下で直接には事故の責任を問われない構造とあいまって、事故現場での「責任」意識をいっそう希薄なものにしているものと思われる。

3. 事件をめぐる「地域／第三者」の反応

以下では、本件事件が熊本県山鹿市という一つの「地域」の中で起きた学校死亡事故に起因する事件という性格を持つ点に着目して、本件事件の「地域／第三者」の受け止め方について検証する。

ここでの検討は、既に見た原告両親及び原告・被告双方の弁護士、学

校事故関係者といった関係当事者を除き、筆者が本件事件を調査する際そのフィールドで出会った「その他の関係者」を対象にした聞き取りデータの分析が中心となる。すなわち、「一市民」、マスコミ関係者、市議会議員である。彼らが本件事件に対して示したそれぞれの反応・見方を通して、本件事故の「責任」やAさん夫婦の「死別の悲しみ」が彼らにどのように理解され、受け止められていたかについて、ごく限られた資料に基づく形ではあるが、可能な限りの検証を行う。

(1) 「一市民」の反応

ここで登場する「一市民」(以下、「Gさん」とする)は山鹿市内に在住・勤務する医療関係者であり、原告両親代理人・D弁護士⁽³³⁾の知人という立場である。既に見たように、C弁護士・D弁護士とも山鹿「地域」の本件事故／事件に対する反応を「Bくん(Bさん)に同情的でAさんに対して批判的」と受け止めていたが、こうした見方についてD弁護士⁽³⁴⁾の情報源となっていたのがGさんである。

本件事故／事件について「新聞、地方ローカルニュースで知った」とするGさんは、事故／事件に対する「地域」の人々の関心が凡そどのようなものであったかについて、次のように語っている⁽³⁵⁾。

『『人一人亡くなった』ということはおいて、被害者の父親について、その人格について皆いろいろ話していた。痛ましい事故だったがその後、訴訟、トラブルになった。その間の経緯は誰も知らない。人一人の命が亡くなっているが、周りとしてはトラブルの対象者に興味がわく。最初に出たインパクトは、父親の評価・人格についてだった。『裁判を誰がやっているか』という関心が被害者の父への個人的な関心となり、評価につながる。[父親のAさんについては：筆者注]高校のときからそういう人だったと姉から聞いている。少しうるさい人、裁判沙汰を起こすような人。地元の人たちの一般的な噂でも『ちょっとうるさい、せからしい人』という評価だった』

このように、Gさんの語るところによれば「地域」の人々の関心が

『『人一人亡くなった』ということはおいて、「トラブルの対象者は誰で、どういう人か」という側面に専ら集中していたということである。「狭い地域」の中で古くから住んでいる人同士はその多くが何らかの形で顔見知りという事情（例えば、Gさんのお姉さんと父親のAさんは高校の同級生である、など）も手伝い、本件事故が「狭い地域」の「田舎」で起きた「事件／トラブル」として人々の話題になっていたことが理解される。

事故の発生そのものについてGさんは「危機管理の問題ではないか」という見方を示す。「中学生にもなった的場の後ろを通る〔筆者注：発言ママ〕というのはどういうことか。中学生なのだから、回避能力が当然あるはず。危険について何も知らなければ殺人だが…。被害者自身の落ち度はどうだったのかと問いたくなる。訴えるときに十分わかっていたのか」という見解である。

このように語るGさんの前提には「〔学校側は〕安全対策を当然しているはずだとの気持ち」がある。その上で、事故の発生そのものは被害者であるAくんの「危機管理能力」に何らかの問題があったという形で「被害者の落ち度」に帰せしめる理解を示している。具体的には「的場の後ろを通る」云々という表現で、新聞報道等により本件事故原因について「射手の前を横切った」とされる被害者Aくんの過失によるものだという印象が抱かれていることを伺わせる。

その上でGさんが問題にするのは、本件事件を話し合いにより解決する余地がなかったかという点であり、また、Aさん夫婦による本件事件の提訴に対する違和感である。次にこの点を見てみよう。

「率直に思うのは、もっと裁判以外に手がなかったのかということ。トラブルの中で感情的になる。ちょっとした言葉の端々にも。もう少し時間をかけて話し合いをするべきではなかったか。時間をかけてやったのか。〔裁判は〕パツと火がついた。『何でそうなるの?』という感じ」

「日本の田舎の事情は裁判を嫌う。アメリカのように訴訟社会ではない。〔裁

判は]人間のうまくいっている活動をぶち切る部分がある。やくざの脅しみたいなところ、そういうイメージがある。話し合い、わかり合う余地はなかったのか。周りに知恵をつけられて、ドンとやったのではないか。『お金を取っちゃえ!』みたいになる。わが息子の死をお金に換えるのは許せない]

「訴訟を起こしたところで、学校は本音を言わない。なぜそれがわからないのか。本音を言えるのは無関係な人間だけ。もっとしっかりやっておけば、防げたのか。みんな、それが疑問。次どうするか考えた方がよっぽど立派。訴訟や争いごとでは、争いをやってもいいが、次につながるものが必要。弁護士としては職業上本音を言えない。『間違ってる』⁽³⁶⁾と思っても、それは言わないだろう。職業上の義務としてはそうだろうが、市民感情とのズレが生じてくる」

Gさんの裁判に対する否定的な見方には、自身の職業との関連から「訴訟社会アメリカ」の下で問題となった「萎縮診療」に対する認識が伺われる。⁽³⁷⁾それはともかくGさんの理解では、本件事故をめぐる訴訟提起は「パッと火がついた」ように唐突な印象を受けたということになるのだろう。提訴に至るまでの話し合いの経緯などが周りからは見えなかったことによる唐突な印象に加え、「もっとしっかりやっておけば、防げたのか」という問いからは逆説的に「防げなかった事故」という認識が基本的に抱かれているように思われる。加えて、この本件事故に対する認識を前提として「防げなかった事故」であるにもかかわらず、なぜ、Aさん夫婦は訴えたのかという提訴に対する違和感が示されているように理解される。

同時にここでは、トラブルが感情的になって訴訟へ至ったのではないかという推測が示され、「周りに知恵をつけられて」「わが息子の死をお金に換える」ようなことになったのであれば、それは「許せない」として金銭賠償の原則に基づく請求／訴えの提起が否定的に捉えられていることを見出せる。また、提訴するにしても「次につながるものが必要」との見解が示されている。これらの点は重要と思われるので、以下続けてGさんの語りを見ておこう。

まず、提訴に至るまでの学校側を含む関係者とAさん夫婦との間での

話し合いの経緯については、それが周りに「見えなかった」としても、当然のことながらそれは、「話し合いがなかった」ということにはならない。本件事件における学校側、山鹿市教委とAさん夫婦との間の「話し合い」の経過については、既に見てきた通りである。そこで筆者は、この経過につきGさんに一通り説明を行った。以下はそれを踏まえてのGさんの反応である。

「学校側の説明が十分でなく納得がいかなかったということだが、世の中にはそういうことはいくらでもある。思い通りにならなかった、相手の態度が悪かったといっていちいち相手にしていたらキリがない。事件が『重い』ということは皆わかっている。保険会社がいくら示談金を支払うかは、彼らの胸先三寸でしょう。こういう時のために、黙ってニコッとお金を出さなければならない。自分なら、新聞広告を出すなどして、話し合いの経過を被害者からの経過説明として知らせるようにする。双方とも、世論に訴える場がほしい。何十年経ってもうわさは絶えない。ワイドショーと一緒に。話がお金の話に飛ぶ。その誤解に一生耐えなくちゃいけない。このまま、うわさだけ残して終わってしまう」

ここから読み取れるのは、話し合いの過程において相手方の「説明が十分でなく納得がいかなかった」にしても、「世の中にはそういうことはいくらでもある」のだから、そのことを訴えても仕方がないのではないかというGさんの基本的な提訴に対する理解であろう。Gさんには、本件提訴が事故の真相究明や責任追及といった面よりも、Aさん夫婦が学校側との感情的なトラブルを訴訟に持ち込んだものとして否定的に捉えられていることが改めて理解される。

その上で、ここで注目されるのは、Gさんが「双方とも世論に訴える場がほしい」と述べていることである。この点を素直に読めば、民事訴訟を提起することは「世論に訴える場」として認められていない、ということになる。仮にこの解釈の通りであるとするなら、先に見たC弁護士の本件訴訟目的に対する理解のひとつ「裁判を通じて事件に対する地

域の見方を変える必要があった」とする認識とは、少なからぬ隔たりが生じていることになる。そしてこの点は、Gさんの金銭賠償原則に対する違和感とあいまって、本件事件の訴訟上の和解による終局の仕方に対する批判にもつながっている。次に、この点に関するGさんの語りを見ておこう。

「和解は判決ではない。被害者の過失についても判断してほしかった。わが子に非があった場合、それを認めながら最後まで戦う。お金は要らない。金を取るのではなく、正義を残す。お金をもらわないと解決できないこともあるが、お金が一番のネック。和解では結局、最後まで追及することはない。和解をしてお金をもらうだけ」

「和解について金額は見えていない。でも、お金を要求していることはわかる。基準があるでしょう？ でも、見えていない。和解金についても。事件は風化していた。みんなに言わせると、矢を放った生徒を訴えたところで『終わっている』。和解を見て、『何だ、結局金をもらったじゃないか』となる。周りに影響を与える。そこまで考えないかな？」

ここからは、和解の結果として「お金をもらう」ということに対するGさんの忌避感が根強いことを改めて理解できよう。「被害者の過失」に触れることなく「最後まで追及することはない」和解については、具体的な金額が問題であるというよりも、その一種あいまいな終局のさせ方の下で金銭が支払われるという争い解決の形式に対して、「お金をもらわないと解決できないこともある」としながら、やはり、否定的に捉えられているものと言わざるを得ない。

こうした和解による終局のさせ方に対する否定的な見方を示しつつ、Gさんは上の語りで「金を取るのではなく、正義を残す」という言い方をしている。この点に関してはさらに、次のような見解を示している。

「和解の後も積極的に働きかけるべき。自分ならやる。それをやれば『生きてる価値』がある。子どもの死を背負う。皆、拍手だと思う。とにかく、世論がついてこないダメ。一人一人と会って話をする。そうした意味では、追及

の仕方が間違っている。争いの部分についてはもう収めるべきで、次につなげなければならない。NPOでも何でもいいから。事故自体はもう終わったことなのだから、起こったことは起こったこととして、次につなげる話をしてほしい。法廷ではそうは行かない。法制度が阻んでいる」

ここから浮かび上がる「金を取るのではなく、正義を残す」というやり方は、事故の真相究明や責任追及を争いとして行うのではなく、「起こったことは起こったこととして」ともかく「次につなげる」ことが重要だということであろう。その具体的なイメージは示されていないものの、ポイントとなるのは「世論がついてこないダメ」という理解である。

Gさんはこのように語った上で、本件事故／事件を総括する形で次のように述べている。

「事故の後、2、3日は蜂の巣をつついたような騒ぎだった。子どもたちは特にショックを受けていた。加害者の少年はもっと悲惨。人一人亡くなったということを差し置くと、後の行動は全て後味の悪い結果となった。今は誰も話す人はいない。キーポイントは、被害者にも落ち度があったのではないかという点、それから、訴えた人がどういう人かということ。それから、学校側は本音を言わないということ。結局、他のやり方はなかったかということになる。訴訟では最後まで追及することはない。和解して金をもらうだけ。結局、お金をもらったじゃないか。どんな事故でもそう」

ここで改めて確認しておくべきことは、Gさんの本件事故／事件に対する見方／語りの中では一貫して「人一人亡くなったということを差し置くと」という具合に、本件事故の被害者であるAくんの死という事実、及びその死を受けてのAさん夫婦の「死別の悲しみ」に対する言及が前面に出てこないことである。「狭い地域」の中で争いごとを訴訟に持ち込んだAさん夫婦に対して、根拠のないわさに基づくその人格面をつかまえての時として「辛⁽³⁸⁾つな批判」が繰り返される中で、事故によりかけがえのない子どもを失ったAさん夫婦の「死別の悲しみ」は、や

はりどこか片隅に追いやられている印象を否認しない。

さて、ここまで「一市民」としての「地域」の反応を、Gさんの語りを紹介する形で見てきた。ここではもちろん、「Gさんの見方＝地域の見方」とするような乱暴な一般化を行うものでは決してない。そのことを前提とした上で、Gさんの語りからは本件事件の解決のあり方をめぐる「周囲の第三者の反応」として検討すべきいくつかの点を見出すことができるように思われる。

それは結局、Aさん夫婦が本件事件の提訴に込めた「亡き子に対する親としての思い」に裏打ちされた動機やその「意味づけ」に対する理解、訴訟を通じた紛争解決のあり方、金銭賠償の原則、過失相殺、和解による終局の意味などについて、法制度や法の専門家の側が前提とし期待するような「法に対する理解」が、「地域」の中で本件事件を捉えている周囲の第三者には十分に得られていなかったのではないかという点である。

これをどのようにして克服するのか、結局、訴訟当事者及び弁護士は十分にこの点を意識して広く「世間」からの理解が得られるよう努める必要があるということになるのだが、具体的にこれをどう行っていくかとなると、難しい側面があると言わざるを得ない。

その中で、ともかく言えることは、マスコミを通じた提訴動機／裁判経過／裁判結果に関する徹底した情報提示であろう。これに関連して、次に、本件事故／事件に対する一部マスコミ関係者の見方・受け止め方をその語りを通じて見ていくことにしたい。

(2) マスコミ関係者の反応

ここでは、本件事故／事件をめぐる報道取材に携わったマスコミ関係者のうち、筆者が直接話を聞くことができた3名の関係者(新聞記者2名、テレビ局カメラマン1名。いずれも男性⁽³⁹⁾)による語りを紹介、検討することにしたい。このうち2名の新聞記者はいずれも地元紙の記者であ

り、それぞれHさん、Iさんとする。テレビ局カメラマンはJさんとしておこう。筆者の彼らに対する聞き取りは、Hさん・Jさんに対して同じ場所・同じ機会(1999年6月:和解終局直前)に行き、Iさんのみ別の機会(2000年5月:和解終局から約1年後)に行っている。

まず、カメラマンJ⁽⁴⁰⁾さんの語りから紹介する。Jさんは聞き取りの冒頭、筆者に対して「あの事故は、何かこう、ふざけよったかなんかして、危なかとこに顔ば出したってでしようが…」と話を切り出している。Jさんの本件事故に対する認識が端的に現われている語りであるが、やはりここでも、事故の原因が被害者Aくんの過失によるものだと素朴な理解が感じられることをまず、指摘しておきたい。Jさんは本件事故発生直後の取材にはかかわっておらず、そのためJさんの本件事故発生状況に対する理解もまた、事故直後に地元紙を中心になされたマスコミ報道によって得られた情報以上のものではなかったのである。

このため、筆者はJさんに対して、事故原因に関する筆者の個人的な見解と併せて本件裁判の簡単な経過説明を行った。すなわち、本件事故の原因がA君の個人的な過失によるものではなく、学校側の安全指導の問題及び弓道場の構造上の瑕疵に起因するものであることが、証人尋問等裁判の審理を通じて明らかになった、とする説明である。この説明を踏まえた上で、Jさんは「個人的な意見だが…」と前置きしつつ、次のように感想を語っている。

「亡くなった生徒の親は、親としての責任を果たしていたかどうか…。子どもに対して、日頃から注意していたのかという疑問がある。部活動の危険性という点では、まず自己管理、自己責任がある。柔道やレスリングなどがいい例だ。自分にも子どもがいるが、部活動のあり方については、日頃からこんなに夜遅くまで練習していいのかという疑問を持っている」

ここでのJさんの語りの中で特に注目したいのは、次の点である。すなわち、本件事故の原因につき、学校側の安全指導上の問題及び弓道場

の施設構造上の瑕疵に起因するものであることが裁判審理の過程を通じて明らかになっていると筆者が説明した後になお、Jさんが被害者Aくんの「自己管理、自己責任」、またAさん夫婦の「親としての責任」を指摘している点である。この点は、先に見た「一市民」Gさんの「自己責任」論と通じる視点であるように思われる。Jさんが「同じ子を持つ親」として自らの立場を規定しながら、また部活動のあり方に「日頃から…疑問を持っている」としながら、なぜ、上記のようにAくん/Aさん夫婦の「責任」に厳しい(と筆者には思われる)見解を示すのか、この点は本件事故/事件に対する「地域」の見方を考える上で重要なポイントであると言えよう。この点はさらに、裁判を通じた本件事故の真相究明/責任追及のあり方に対する「地域」の見方・受け止め方にもかかわるものである。ここではひとまず、そのことを確認しておこう。

再びJさんの語りに戻りたい。本件事故/事件が地域に与えた影響について、Jさんは次のように語っている。

「矢を放った本人の生徒は、一生罪悪感を背負う。精神面でのケアは大変だが、必要なことであり、それこそが親にできる唯一の、最も大事なことではないか。本人も、射とうと思って射ったわけではない。本当に辛いと思う。人生が変わるのではないだろうか。中学生という年齢は、いろんな意味で感受性が最も強い時期。周囲の子どもたちからも、いろいろ言われただろう。そういう子に対して、それぞれの親はきつい。全部がきつい。学校も、市も、教育委員会も…。偶発的な事故だったかもしれないが、いろんなところに影響がある。親は子どもの精神を支えるのが一番、どこの家庭でもそれが親の務めだ」

ここでのJさんの語りは、本件事故において矢を放った生徒Bくんの「辛さ」、その両親であるBさん夫婦の「辛さ」を中心に、そこから本件事故をめぐる「周囲の辛さ」に言及している。しかしその一方で、本件事故で亡くなった被害者Aくんとその両親であるAさん夫婦の「辛さ」にはほとんど言及がなされていない。ここには、本件事件でAさん夫婦の代理人を務めたC弁護士・D弁護士が気にかけていたように「地域の

見方はBくんに同情的」とする理解が端的に当てはまるように思われる。

しかし、現在生きている矢を放った生徒Bくんの「辛さ」がJさん指摘の通りであるとしても、その「辛さ」や「きつさ」が、本来本件事故についてその責任を問われるべき学校や市、教育委員会までも一緒に含める形で捉えられている点は、どのように理解すべきであろうか。

敢えて一つの解釈を示せば、そこに共通しているのは「生きている者の論理」ではないだろうか。「生きている者の論理」の陰で「偶発的な事故」の責任は亡くなった被害者Aくんとその両親であるAさん夫婦に大部分は帰せられる一方、他方では、BくんとBさん夫婦の否定し難い「辛さ」に対する同情に立脚して本件事故の発生を「偶発的な事故」と見ることで、「誰も傷つかない」方向で事態の終息が望まれているように思われる。Jさんが語る「親の務め」とは、そうした文脈のもとでこそ理解しやすいと言えよう。

しかし、本件事故／事件に対するJさんのこうした語りの中ではやはり、本件事故でかけがえのないAく人を亡くしたAさん夫婦の「死別の悲しみ」と、この悲しみの下でAさん夫婦がAくんに対するまさに「親の務め」として本件事故の真相究明や責任追及を最終的に裁判の場に求めた「思い」が、十分な位置づけを与えられていないと感じざるを得ない。この点についてはさらに踏み込んだ検討が必要であるが、ここではひとまずその指摘のみにとどめておく。

さて、ここまでマスコミ関係者の一人、Jさんの語りを見てきた。次に、Hさんの語り⁽⁴¹⁾を紹介しつつ検討しておくことにしよう。

Hさんの語るところによれば、Hさんが本件事件の取材に携わるようになったのは、山鹿市議会の動向を取材する過程で本件事件の和解に山鹿市が応じる旨を明らかにした市側の記者会見(1999年6月2日)以降のことである。したがって、本件事故発生当時の取材はHさんの前任者であるIさんが行っており、Hさんはタッチしていない。だが、Hさんは本件事故の状況についての筆者の説明を受けて「大体は知っていた」

との返答をまずは行っている。以下まずは、和解に関する市側の記者会見についてのHさんの語りである。

「市が6月定例議会について話をする中で、事故の和解に言及があった。議会では特に審議もないだろうと思う。しかし、本来二千数百万も請求しているのに、なぜ300万円かという疑問は一般的に出る。会見に際しては、市側に和解勧告の内容等について事前に資料を請求し、資料〔和解勧告の内容を記したもの：筆者注〕が配布された。市側は当初、和解するということだけを報道してほしい、というものだった。しかし、議会にかかる議案はオープンなものであり、私人間の問題ではない。会見では、教育長が話した。市長に聞きたかった。市長が市のトップだから。選挙は関係ない」

ここでのHさんの語りからは、市議会の動向との関連で本件事件の和解がオフィシャルな議案(Hさんの言葉によれば「オープンなもの」として位置づけられていることを指摘できる。その中で当初の「二千数百万」の請求が「なぜ300万円かという疑問」を持ちつつ、和解勧告の内容について市側に資料開示を求めていることが理解される。これに対して市側は「和解するということだけを報道してほしい」と答えているが、Hさんはこの対応を「和解になったらできるだけ触れないでほしい、ということと理解した」と述べている。Hさんによれば、本件事件に限らず裁判事案が和解によって終局する場合は「できるだけ触らないようにする」のが取材の際の「一般的な流儀」であるとのことである。だが、Hさんとしては本件事件が「私人間の問題ではない」ことから、「市のトップ」としての市長の見解にこだわったのだとしている。

Hさんは、本件事件の裁判に対する「市民の反応」について「外野席での平面的な反応だと思う」として、特に意味のある見方としては位置づけない旨を述べている。その意味を敢えて敷衍すれば、事件とは直接かかわりを持たない人たちが、事件を離れた遠くのところ(=外野席)から一般的な印象を語っているに過ぎない、という理解になるだろうか。

さらにHさんは、本件事件をめぐる提訴の意味について次のように語っ

ている。

「事故当時の状況について説明が、第三者にも分かるようになされていたかどうか。どうしても常識判断に流れやすい。裁判でこそわかる事実もある。きちんとした手続、司法判断によって。学校は、密室だから。その意味で、司法の役割は大きいと考える。そもそも、行政は圧倒的な権力を持っている。行政が被告になっている訴訟では、挙証責任が被害者側に重い」

ここではHさんが「学校は密室」という表現を使って、Aさん夫婦の提訴に対して一定の理解を示していることが注目される。Hさんも自身の子どもが学校での部活動中ケガをした経験があることに触れ、「学校側は迅速に対応してくれて、学校保険制度にも申告してくれた」としながら、事故発生の状況については「学校側サイドの情報しか上がって行かないから、学校側に有利な判断しかない」との理解を示している。なお、Hさんは取材の過程でAさん夫婦の代理人であるD弁護士にも取材⁽⁴³⁾しており、その経験も含め新聞記者として取材の機会を通じた「一般的な学校事故のケースとの対比」から、また自身「親としての経験」から、「圧倒的な権力」を持つ行政＝学校側と対峙して事故状況に関する事実を明らかにして行くことの困難さに対する認識と、そこでの「司法の役割に対する認識」、「裁判でこそわかる事実もある」とする見方を示しているものと思われる。Hさんのこうした見方は、先ほどのJさんや「一市民」Gさんとは異なりAさん夫婦の置かれた立場に一定の理解を示すものとして注目すべきであろう。ひとまず、この点を確認しておこう。

さて、次にもう一人、本件事故発生当時の取材にかかわった地元紙記者・Iさんの語りを見ることにしたい。Iさんは事故発生直後、他の支局記者とともに3人体制で本件事故の取材にあたり、事故翌日の地元紙に掲載された記事を執筆している。さらに、事故発生から約2週間後の1995年5月21日付で、本件事故に関する検証記事も執筆している⁽⁴⁴⁾。以下ではまず、Iさんによって書かれたこの検証記事を紹介し、その上で同

記事に関してIさんが示した「中学生が弓道をやることに対する疑問」に関する語りを見ておこう。

<熊本日日新聞1995年5月21日付朝刊記事「記者ノート」>

タイトル「見直し必要な弓道の安全対策」

「まさか、あんな事故が起きるとは…」。八日、山鹿市の山鹿中弓道場で弓道部の練習中に、三年生の××××君(一四)[=Aくん:筆者注]が、部員の矢に当たり亡くなった事故は、関係者に衝撃を与えた。

事故は、練習を開始してわずか十分後。[A]くんはトイレから射場に帰る際、決められた弓道場横の入り口から入らず、練習中の部員の前から入り事故に遭った。二人の顧問は職員会議中で不在だった。

なぜ[A]くんは練習中の部員の背後にある、安全な入り口を使わず、遠回りになる前から入ったのか。捜査した山鹿署員も首をひねる。[A]くんが「目に何か入った」と話していたという証言もあるが、決め手にはなっていない。

弓はもともと「人をあやめる武器」。それだけに練習には危険が伴い、指導者には万全の安全対策が求められる。弓道が「人の前を通ってはいけない」など礼儀作法にうるさいのもそのためだ。だが、ある関係者は「練習以外では前から出入りしている弓道場があり、癖になって練習中でも誤って入ってしまう可能性がある」と指摘する。

学校によっては、前から出入りにくいよう、さくを設けたり、射場の床を五十センチほど高くするなどしているところもあるが、まちまちなのが実状だ。同中もこうした対策はとっていなかった。

一方、顧問の先生が立ち会っていなかったことに対しては同情の声もある。「弓道部に限らずクラスの担任をしていると、会議や進路指導に時間を割かれ、練習を全部見ることは不可能に近い」と、ある高校の弓道部監督。

弓道部の練習中の事故は今回が初めてではない。三年前にも神奈川県慶應義塾附属中学で練習中に他の部員の矢が当たって死亡する事故が起きている。あるベテラン指導者は「この際、顧問がいないときにどうするか、弓道場の構造はこのままでいいのか、根本的な安全対策の見直しが必要だ」と話す。

[A]くんの自宅の祭壇にはクラスメートが折った千羽鶴が置かれていた。「二度とこんな事故は起きてほしくない。息子の死を絶対に無駄にしないでほしい」。父親の[A]さんは祈るように話した」

以上、多少長くなったが、Iさんによって書かれた本件事故に関する

検証記事を紹介してきた。以下は、この記事に関する I さんの語り⁽⁴⁵⁾である。

「[記事を書くにあたって] 八代の高校の先生に取材した。熊本の状況、全国⁽⁴⁵⁾の状況について。他の弓道場では、矢道と射場とに段差をつけるのが一般的だった。取材を通して、中学生が弓道をやることに疑問を持った。弓道はそもそも危険なスポーツ。危険なことに對して安全対策をとるのは現代社会では常識。危険なものに對して安全にやれるようにするのは義務だと思う。中学生なんだから。この点が何で争点にならないのかと思っていた。書く立場になかったから書かなかったが、できれば書きたかった」

「日本はおかしい。一つの事故に對して科学的に分析しないと事故は起こる。人のせいにするのが日本社会。慶応の事故が3年前に起きているが、これについて文部省から通達は来っていたのか。弓道連盟から通達はなかったのか。そこらのはっきりしていたら、加害者も被害者だった」

記事と併せて I さんの本件事故に對する基本的な見方は、「もともと人をあやめる武器」である弓を扱うことから、「中学生が弓道をやることに疑問」を呈するものである。この記事が書かれた時点では事故発生から約2週間しか経過しておらず、事故発生の状況が定かではない中で「なぜ本件事故が起きてしまったのか」について疑問を投げかけながら、「根本的な安全対策の見直しが必要」との弓道関係者のコメント並びに「二度とこんな事故は起きてほしくない」とする父親の A さんのコメントを引用して、事故の教訓を伝えようとする姿勢を示している。

ここで注目すべきは、I さんが弓道関係者への取材に基づいて得られた情報をもとに、G さんや J さんが示した被害者 A さんの「自己責任」論とは異なり、「中学生なんだから」こそ「危険なものに對しては安全にやれるようにするのは義務」との見解を示していることである。少なくとも I さんは、本件事故発生の責任を当時中学生であった A さんの「自己責任」とは捉えていない。I さんは「この点が何で争点にならないのかと思っていた」という言い方で間接的に、A さんの「過失」や「自己責任」よりも学校側の安全配慮義務をもっと論じるべきだったと

の見解を示しているものと見ることができよう。

このようにIさんの検証記事のスタンスは「一つの事故に対して科学的に分析」を行わず「人のせいにして」しまう日本社会のあり方に警鐘を鳴らす意味合いも込めて、書かれていることがわかる。本件事故から3年前に発生した慶應義塾付属中での死亡事故の教訓が結果的に生かされていなかった当時の状況下で「危険なものに対しては安全にやれるようにするのは義務」との視点に立って学校側の本件事故に対する責任を指摘し、「加害者もまた被害者であった」とするIさんの基本的な理解には筆者も共感できるところである。

問題は、このような検証記事が一方で地元紙に掲載されていたにもかかわらず、他方ではそれでもなお、GさんやJさんの語りに見られるように、本件事故に対するAくんの「自己責任」論が「地域」の中で語られていたことをどのように理解するかである。だが、この点を検証するにあたっては、Iさんによる上記検証記事を含めたマスコミ報道が「地域」に与えた影響という視点のみで問題にアプローチすることの理論／データ両面における困難さを指摘せざるを得ない。ここではひとまず、本件事故／事件の報道に携わったマスコミ関係者の中にも、本件事故の発生をAくんの「自己責任」とは捉えず学校弓道の安全対策という面から検証する姿勢が見られたということ、及びそうしたスタンスからの検証記事が「地域」の人々の目に触れる範囲内で地元紙に掲載されていたという事実のみを確認しておくにとどめたい。

なお、もう一点触れておくと、Jさん、Hさんを含めた3人の中では、Iさんだけが唯一、Aさん夫婦(父親のAさん)に直接取材を行っている。先に紹介した検証記事の最後に父親のAさんのコメントを紹介して、記事を締めくくっている。しかし、筆者による聞き取りの過程でIさんからは、Aさん夫婦の抱える「死別の悲しみ」について特に言及はなされなかった。⁽⁴⁶⁾この点のみ付記しておく。

さて、ここまで本件事故／事件に対する「マスコミ関係者の反応」と

してJさん、Hさん、Iさんの3人の語りを見てきた。彼らそれぞれの本件事故／事件に対するかかわり方の違いに応じて、それぞれ異なる視角から本件事故／事件を捉えていたことが理解される。

改めて確認しておけば、本件事故／事件について「突っ込んだ取材」を経験していないJさんが、どちらかと言えば「一市民」Gさんと似通ったスタンスから「同じ子を持つ親」として本件事故／事件が周囲に与えた影響、「周囲の辛さ」の文脈の中でAくんの「自己責任」論を展開したのに対し、HさんはAさん夫婦の代理人・D弁護士に取材した経験も踏まえ、「裁判でこそわかる事実もある」とAさん夫婦の提訴に一定の理解を示していた。また、彼ら2人とは異なり、Iさんは本件事故後に弓道関係者に取材を行い「学校弓道の安全対策」という視点から検証記事を書いたことで、本件事故の発生をAくんの「自己責任」とは捉えず、学校弓道の安全対策という面から検証して行こうとする姿勢が見られた。

そして、3人の関係者は誰も、Aさん夫婦の「死別の悲しみ」に対して特に言及することがなかったことも、確認しておかなければならないだろう。本件事故／事件についてある程度自由にその印象を語る文脈の中でも、子どもを亡くしたAさん夫婦の「死別の悲しみ」を慮る類の発言、例えば「Aさん夫婦は、お子さんを亡くして本当にお気の毒だ」といった趣旨の発言がなかったことをどのように理解すべきだろうか。

次に、この点を考える上でももう少し、本件事故／事件に対する「地域」の中での別の関係者たちの語りを見ておきたい。それは、ある山鹿市市議会議員の語りである。

(3) 市議会議員の反応

以下では、山鹿市市議会議員のうち本件事故／事件を市議会での一般質問の形で扱った2人の議員（以下、Kさん、Lさんとする。Kさんは男性、Lさんは女性）による語りを検証する。なお、Kさん、Lさんともに革新系の政党に所属する市議会議員であり、Kさんは1999年1月ま

で市議を3期務めた後に引退している。Lさんは1997年に行われた市議会議員補欠選挙で当選しており、筆者による聞き取り時点で1期目の任期在職中であった。

改めて確認しておけば本件事故の発生は1995年5月8日、本件事件の提訴が1996年3月であり、Aさん夫婦と被告・山鹿市との間での訴訟上の和解成立が1999年6月末のことである。このため本件事故発生直後からAさん夫婦による提訴を経て裁判進行中の時点での市議会における質問はKさんによって行われ、最終的な和解案の議会審議に際しての質問は、Lさんによって行われている。

ここでは、2人の市議会議員により議会における質問という形でなされた本件事故／事件への「関与」という視点から、2人の語りを検証することが目的となる。併せて、2人がそれぞれ議員としての立場、また「一人の市民／親」としての立場から本件事故／事件をどのように受け止めていたかを検証する。

では、まずKさんの語りから見て行こう。Kさんは事故の第一報を地元紙の新聞記事を通して知った。その後、事故発生から約1週間後の1995年5月15日に「市議会全員協議会」が開かれ、議員の一人として教育長より事故の概要について説明を聞いたとのことである。具体的には「教育長の経過報告が口頭でなされ、お詫びがあった」ということである。⁽⁴⁷⁾この教育長報告に対して議員からは特に質問はなく、「報告を聞き置く」程度であったという。当時のKさんの印象としては「命の責任が出てくるだろうとは思った」が、聞き取り時において「事故報告の内容についてはよく思い出せない」としている。

また、事故発生後、時期は定かでないが、市議会文教厚生委員会に属する議員たちによる山鹿中学校への「臨時視察」もなされている。この視察については「中身の報告」はなく、視察を行ったことのみ議会の場で報告がなされたとのことである。⁽⁴⁸⁾

こうした中で、本件事故の発生状況に対するKさんの認識は当初、次

のようなものであった。

「双方とも相手の存在は、気配等で当然わかったのではないかと思った。ふざけていたのか、二人の子どもの間にトラブルか何かあったのではないか、とまで思った。二人とも真剣だったら、事故にはならなかったのではとも思ったが、事故状況の詳細については確かめようがなかった」

このKさんの語りからは、本件事故の発生が「あり得ない事故」として衝撃を持って受け止められていたことを理解することができよう。また、地元紙の新聞報道で事故の発生を知り、議会の全員協議会での報告を経た後も、Kさんにとって事故の状況がどのようなものであったのか、その具体的な原因や背景にまで踏み込んだ理解を持ち得なかったことが伺われる。

この点についてKさんは、「事故について、聞き取りは実際できなかった。コネがなかった。[事故当事者の：筆者注] どちらかから調べるのは難しい」と語っている。その上で、本件事故について「事故そのものについてはできるだけ触れない方向で」議会の場における質問を通して関与することを選択したとしている。

「事故発生の問題点を明らかにすることで、事故の再発防止に主眼を置いて質問した。教育行政の責任は市の責任であり、ひいては議会の責任であるという認識。最低限のことを質問したが、本来は委員会だけでなく全体会でも取り上げるべき問題だと思っていた」

「事故そのものについて、できるだけ触れない方向で質問したのは、質問内容が偏らないためと、委員会でもそうした雰囲気があったから。加害生徒もかわいそう。生きて事故を引きずる。部活動を中心に教育現場で競い合う雰囲気が、双方の子どもにどういう影響を与えていたか、明らかにしたいという気持ちが個人的にはあった」

Kさんのこのような語りから浮かび上がるのは、本件事故／事件に対する議員や議会による関与の困難さという点である。事故状況や事故原

因がはっきりしない中で、被害者Aくん、「加害者」Bくんそれぞれの立場に配慮しながら、議員として一般的に求められる事故の再発防止ないし安全対策という面から自身の関与を図って行こうとするKさんの基本的な姿勢がうかがえる。

結果、事故発生から約1ヵ月後に開かれた山鹿市議会6月定例会におけるKさんの一般質問は、以下のような内容となっている。

<質問タイトル：小中学校の部活動の安全確保について>

「山鹿中学校弓道部の事故は、何とも痛ましいやせない出来事でございます。最も安全であるべき学校教育の場で起きました事故だけに、その原因の究明と、二度と同じ悲しみを味わうことのないように、徹底した取り組みが望まれております。

- (1) この事故からどんな教訓をくみ取り、どんな対応、対策をとっていかれるのか。また、とってこられたのか、お尋ねを致します。
- (2) 市内の小中学校の安全点検、当然実施されたと思いますけれども、その結果を明らかにしていただきたいと思います。
- (3) 点検の結果把握された危険箇所の改善、改良の対策と財政面での対応はあっているのかどうか。この点につきましても、明らかにしていただきたいと思います」

この質問に対する山鹿市教育長(当時)の答弁は、以下のようなものである(一部のみ抜粋)⁽⁵⁰⁾。

「今回の事故につきまして、施設面から考えますと弓道場北側の射場からの場間に生徒の立ち入りを遮断する防護柵を講ずべきであったという反省が残っております。学校は命を預かる場所であり、またその命をはぐむ教育の場でございます。今回の事故はその根幹を揺るがす重大な出来事であったと深く反省し、重ねてお詫びを申し上げます」

「山鹿中学校の弓道場につきましては、防球ネットを立て、そして弓道場そのものにつきますフェンスを立てまして、現在その工事は済んでおります。中間に射場と的場の中間に、それらを防ぐための中間のネットを張る工事も予定しておりますけれども、これが現時点では完成いたしておりません。いずれにいたしましても、当初予算の中で対応できるものについては早急に対応いたし

ますし、あるいは職員作業等でできるものにつきましては、そういうことで対応いたしますし、また大きな工事であるならば、さらに調査を致しまして、その改善にあたってまいりたいというふうに思っております」

既に事件経過の検討で見たように、⁽⁵¹⁾ 答弁では本件事故の発生について「射場からの場間に生徒の立ち入りを遮断する防護柵を講ずべきであったという反省」が率直に示されている点が目を引く。この反省は端的に、本件事故の発生について弓道場施設に構造上の瑕疵が存在していたことを認めるものである。⁽⁵²⁾ しかし、これも再度の確認になるが、その後こうした率直な反省の姿勢が学校・市教育委員会の側からAさん夫婦に対して示されることは、最後までなかったのである。

なお、その後Kさんによる議会の場での一般質問としてはもう一度、事故発生の翌年でありAさん夫婦により本件事件の提訴がなされた年に、「平成8年(第5回)山鹿市議会9月定例会」の場で「市が原告被告となった裁判の進行状況と対応について」⁽⁵³⁾ という質問がなされている。本件事件を含め、山鹿市が原告または被告となっている訴訟案件について「現段階で、何が争点になっているのか、またなろうとしているのか」⁽⁵⁴⁾ を含む裁判の進行状況をKさんが質問したものである。⁽⁵⁴⁾ これに対し教育長の答弁は、本件事件の提訴日と続く第1回から第3回までの期日と双方の訴状・答弁書ないし準備書面提出の有無、次回期日の予定等を答え、「なお、争点につきましては係争中でございますので、答弁は差し控えさせていただきます」⁽⁵⁵⁾ と述べるにとどまっている。

Kさんによる市議会でのこうした質問に対して、周囲の反応はどうだったか。この点について、Kさんは「特に反応はなかった」として次のように語っている。

「議員たちに関心はあったかもしれないが、避けていた。Aさん夫婦による提訴については『また、やっかいなことになったな』という感じ。議会で聞いて行く上では、裏づけが必要。しかし、それは簡単ではない。直接聞くのはむ

ごい感じがした。簡単には触れられない」

ここからは、改めて本件事故／事件に対する議会関与の困難さをうかがい知ることができる。本件事件がAさん夫婦の提訴を受けて訴訟案件になればなおのこと、議会や議員にとっては「簡単には触れられない問題」になっていったものと思われる。

その一方でKさんは、Aさん夫婦による本件事件の提訴について「提訴した方がかえってよかったのでは、と思った」と述べている。Kさん自身は、原告代理人となったC弁護士を個人的に知っており「伝を頼って傍聴しようと思った」⁽⁵⁶⁾そうだが、実現はしていない。また、被告・生徒Bくんの代理人F弁護士についても山鹿地域の出身ということで父親の代から知っており、「F弁護士なら、悪い弁護士ではないから」と思っていたことを語っている。

さて、以上長くなったが、本件事故発生後にKさんが山鹿市議会で行った質問内容とこれに対する市当局の答弁と併せて、Kさんの語りを見てきた。簡単にその内容をまとめれば、本件事故／事件に対する議員としての関与ないし議会としての関与は、Kさんの努力もあって一定程度図られたものの、全体としては様々な面で困難な状況に直面していたことが理解された。その中で、Aさん夫婦による提訴をKさんが肯定的に受け止めていることも確認された。

次に、もう一人の市議会議員であるLさんによる議会質問での関与とこれに対する答弁、及びLさんの本件事故／事件に対する語りを書いて確認しておきたい。

最初に、Lさんは本件事件に関する和解案審議に際し、市議会で質問を行った動機や背景について次のように語っている。⁽⁵⁷⁾

「[和解案の上程によって] 終わったからいいじゃないかという意識が地域にも議会の中でも根強く、原因究明の姿勢が感じられなかった。[和解案が] 上

程されてから質問の準備を始めたため、調べる時間がなかった。〔質問は〕他にもいろんな問題があって、浅く広くにならざるを得ない。本当は質問の前に〔Aさん〕夫婦に直接会って、話をしたかった。しかし、その時間がなかった」

「〔質問の申し入れに対して〕行政側が嫌がったのが印象的だった。『和解なのに聞くのか』、『和解だから、これ以上何を聞くのか』という感じだった。だが、自分の気持ちとしては子を持つ親としての立場から質問したかった。それでも、『何年も前のことだし、和解だから…』と言われた。しかし、和解だから終わりというのでは納得ができない。どういう対応がなされてきたか、明らかにしておかないと…。一人一人の生命が失われてからでないで行政が動かない。非常に腹立たしい。現在も通学路等、危険な箇所がある」

ここでは、Lさんの質問に際し市当局や議会周囲から「和解なのに聞くのか」という形で質問を嫌がる雰囲気があったことに、まず注目しておきたい。Lさんによればそれは、「終わったからいいじゃないか」という意識に基づくものであったということになる。この点は、先に見た記者Hさんの語りの中で市側が「和解するということだけを報道してほしい」と要請したという経緯や、「和解になったらできるだけ触らないでおく」という話と符合するものと言えよう。

そうした雰囲気の中で、Lさんが敢えて質問に踏み切ったのは、Lさん自身、事故当時子どもを中学校へ通わせていた一人の母親としての立場によるものだった。Lさんの中には「和解ということで全て終わってしまう。それでは教訓にならない」という強い危機意識が働いていた。それは、Lさんが市議会唯一の女性議員（当時）として常日頃感じていた「議会や行政の場に女性の視点が生かされていない」ことへの苛立ち、また議員と市当局の間の「飲み会の場を通じた馴れ合い」への苛立ちとも通じる面を持つものでもあった。

このような背景並びに動機に基づいて、Lさんは次のように議会での質問を行っている。⁽⁵⁸⁾

「議案第43号、損害賠償請求事件の損害賠償額を定め和解することについて

お尋ねいたします。山鹿中学校の弓道部の課外活動中の死亡事故でとうい命を亡くしてしまいました。その死をむだにしないためにも、二度とこのような事故が起こらないようにするにはなりません。事故後、小学校、中学校、公的な施設など、行政はどういう調査をし、どう改善されたのでしょうか、お尋ねをいたします」

この質問に対する教育長の答弁は、主要部分のみの抜粋にとどめざるを得ないが、概ね次のようなものであった。⁽⁵⁹⁾

「弓道場、直接の弓道場につきましては、防球ネット、矢を防ぐためのネット、そういった敷設工事を直ちに行いましたし、それに連動いたしまして、幼稚園、小学校、中学校、全校の施設設備の安全点検を行いました。また、危険箇所につきましては、修繕改修工事を行ってきたところでございます。そういったハード面ともう一つソフト面と申しましょうか、指導面につきましては、事故再発防止を徹底してやるということで、次の4点について特に指導したところでございます。

一つには、部活動は学校管理下において行われる活動計画に基づきまして、あらかじめ当該部活動の指導を命じられた指導者のもとで行うこと。2つ目には、施設用具等の安全を常に点検し、事後指導の徹底を図ること。3つ目には、部活動を行うに際しましては、規律、礼儀等、基本的な約束事をさらに徹底し、教育的配慮のもとに安全確保に努めること。4つ目には、試合・練習試合等での児童生徒の輸送についても、事故のないよう万全の配慮を行うこと。このようなことを中心に、各活動部門でそれぞれの細かな練習計画を立て、教師と活動します子供たちとの相互の理解のもとで安全を確認しながら、そしてより効果の上がる活動をするようにいたしております」

これら質問と答弁を対比させてみれば、いずれも一般的な学校施設の安全ないし部活動の安全確保というレベルに話はとどまっており、本件事故から導き出されるべき具体的な教訓については乏しいものと言わざるを得ない。この点についてLさんは「議員一人の力ではどうにもならない」点を認めつつ、次のように述べて徹底した原因追及の必要性を指摘している。

「事故が起きるには、具体的な背景があるはず。漠然とした対処では意味がない。いろんな角度から分析して、具体的に指導して行く必要がある。その意味では、弓道をやっている人たちが一番わかるはず。徹底的に調査すべきだ。他の部活についても調査したというが、誰が実際には調査したのか。専門的判断がなされたのか疑問だ」

ここでのLさんの指摘は「正論」であると思われる。しかし、現実にはこうした徹底的な調査が行われる場として議会は機能せず、また既に見たように民事訴訟における審理も、事故の原因について学校側の安全指導の不備と弓道場施設の構造的瑕疵を具体的に明らかにしながら、その成果が事故の再発防止という形で生かされないままになってしまっているのである。この点についてひとまずここでは、議会での議員による質問という形での教育行政に対するチェック機能によっても、十分には達成され難い課題であることを確認しておくにとどめる。

Lさんの語りで、もう一つ確認しておくべきは、一人の母親としてのLさんの本件事故／事件の受け止め方についてである。次にこの点を見ておくことにしよう。

Lさんは事故発生時の状況について、マスコミ報道だけでなくLさんの子どもを通じる形で断片的な情報に接していたということである⁽⁹⁰⁾。そうした「情報」によれば、「子どもたちの間では、危険な場所を誰でも通っていたという雰囲気があり、[A]くんだけが特別という理解ではなかった」ということである。この点は、事故状況につながった射場正面脇からの出入りについて、他の弓道部員たちが「Aくんは悪くない」とAさん夫婦に対して指摘していたこと、また、山鹿警察署による現場検証の際にも同様の証言を行っていたことと符合する。「Aくん自身の、特別の過失によって起きた事故」という認識は、少なくとも子どもたちの間では支配的でなかった可能性が伺える。

そうした事故状況に対する認識に基づいて、Lさんは被害者Aくん、矢を放った生徒Bくん、それぞれの立場に触れて次のように語っている。

「大変な事故という印象。矢を放った生徒、亡くなった生徒、その気持ちを考えると、さぞショックだったろうと思う。矢を放った生徒は立ち直れるだろうか。生きて行かねばならないが、立ち上がるのは大変だったろう。この事故では、どちらの子も矢を放つ可能性があり、また当たっていた可能性があったわけで、どちらにも同情する。親もその死を受け止めるのは大変だったろう」

ここではLさんが具体的な事故状況を踏まえて、被害者Aくんを子に持つ親(Aさん夫婦)の立場、矢を放った生徒Bくんを子に持つ親(Bさん夫婦)の立場の双方に同情を示していることを指摘できる。また、「親もその死を受け止めるのは大変だったろう」という表現で、Aさん夫婦の「死別の悲しみ」に言及している点も確認しておきたい。

Lさんはさらに具体的に、矢を放った生徒B君の親(Bさん夫婦)の立場に身を置き「仮に自分がBさん夫婦の立場だったら」という前提で、次のように述べている。

「一つの命が亡くなったことを考えると、自分の子は悪くなかったとは言い切れない。起きてはならないことだったが、実際には起きてしまった。その意味で言い逃れはできない。個人の責任とそうではない部分について、子どもとよく話し合った上できちんと話すべきではなかったか。学校、行政の責任をきちんと話すべきだと思う。親として子どもの応援をしても、『悪くない』ということで『一切悪くない』と言うのではなく、『あなた一人が悪くない』と話すべきだろうと思う。物事には様々な原因があり、社会的な責任も背後にはある、と。子どもを守るのが親だというのはわかるが、事故の背景はきちんと話すべきだろう」

ここでは「あくまで仮定の話」としながらも、子を持つ一人の親としてのあり得べき立場として、Lさんの見解は示唆的であるように思われる。ここでポイントとなるのは、事故の背景に踏み込んだ言及を行うことで、矢を放った生徒である子どもに対して「あなた一人が悪くない」と話すことであろう。この点は非常に難しいことではあるが、実際に矢を放った生徒Bくんに対して、その親であるBさん夫婦も同様の話をあ

るいはしていたかもしれない。ただし、Aさん夫婦に対する実際のBさん夫婦による発言は「うちの子は悪くない」というものであり、またおそらく、事故の背景や学校・行政の責任を語りたくても、十分な材料がBさん夫婦には得られていなかった可能性の方が大きかったものと思われる。

ともあれここでは、Lさんが具体的な事故状況に踏み込むことで本件事故の被害者／「加害者」であるAくん／Bくんの立場に逆転の可能性もあったこと、また他の弓道部員生徒にもいずれかの立場になり得た可能性があったことを知り、事故の背景や学校・行政の責任といったより広い視点を含めて本件事故／事件を考えるべきとの立場を展開していることを確認しておきたい。ここでは本件事故／事件について、これまでにその語りを見てきたGさん、Hさん、Iさん、Jさん、Kさんのいずれとも異なる別様の見方が示されているものと見ることができよう。

最後にもう一点、Lさんが親として「学校に対してきちんとものを言う」ことの重要性を指摘していることについて触れておきたい。Lさんの語るところによれば、学校によって「親は子どもを人質にとられている」のであり、その締めつけは学校側が親に対して入学時から進学の話を持ちかせることにより、極めて有効な「脅しの効果」をもたらしているとする。実際に当時の山鹿中学校では、部活動での体罰の問題や丸刈り校則の問題など、親たちが集まっては愚痴や不満をこぼす話題にこと欠かなかったものの、いざ保護者会など公の場になると発言をしない親たちばかりだとLさんは言う。

こうして、子どもたちから「先生たち、おかしいよね」という声が出ても、親たちがそれに答えられない状況、学校に対して「不満はあるが声を上げられない状況」の中で本件事故が起きたのではないのか、というのがLさんの指摘である。「子どもたちの危ないという声も、実際、親にもれていたのではないかと指摘しつつ、Lさんは「親が声を上げないことで、学校側はますます強硬な態度になって行く」と見

ている。

さて、以上、Lさんの議員としての立場からの本件事故／事件への関与の実態と、Lさん個人の「一人の母親としての立場」からの語りを見てきた。もう一度簡単にまとめておけば、Lさんは、これまでに見たGさん～Kさんとは異なるスタンスからAさん夫婦の「死別の悲しみ」に言及している。また、矢を放った生徒B君の親の立場に身を置いた場合、子どもに対してどのように話すかという視点から本件事故をAくんとBくんの間の生徒同士の間で起きた不幸な事故と捉えず、より広く学校や行政の責任を視野に入れた見方を示したものと言える。ここでは「地域」に根ざす議員の一人として、また同じ子を持つ一人の母親の立場として、自己の経験から「地域」の中で「学校に対して親がものを言えない」状況への疑問を提示するものであった。

ここでさらに、これまで見てきた6人(Gさん、Hさん、Iさん、Jさん、Kさん、Lさん)の本件事故／事件に対する見方・受け止め方について簡単にまとめておくことにしよう。

6人はそれぞれに異なったスタンスから、本件事故／事件に対して異なる見方を提示していたことがまず指摘される。その意味で、一言で本件事故／事件をめぐる「地域／第三者」の反応と言っても、反応は決して一枚岩でなく多様なものであることが理解される。

そのことを前提にしてさらに言えば、本件事故／事件についてその「事故の側面」に主に関心を向けるか、それとも「事件の側面」に主たる関心を向けるかによって、その受け止め方や見方が大きく異なっているように思われる。例えばLさんのように、一方で、本件事故／事件につき主に「事故」の側面に着目して、事故のより詳細な状況や背景について知り得た立場にあった人ほど、Aさん夫婦の「死別の悲しみ」や本件事件の提訴に対して理解を示す傾向が見られたように思われる。

しかし他方で、本件「事故」に対する理解よりも「地域」の中での学校で起きた「争い」が訴訟の場に持ち込まれたものとして本件「事件」

の方に主たる関心を向ける立場からは、Aさん夫婦の訴訟提起に対して違和感を示し、事故の原因をAくんの「自己責任」に帰する姿勢が見られた。Gさんの語りに象徴的であるように、この立場からは、Aさん夫婦の提訴がある意味で自分の子どもの過失を棚に上げて相手方であるBくんの責任のみを問うものと理解されていたように思われる。

そしてここでの後者、すなわちGさん(ないしJさん)に代表されるような本件事故/事件につき主として「事件」の側面から捉える見方・受け止め方にこそ、訴訟を通じた紛争解決のあり方に伴う基本的な知識や理解の問題が大きく関わることになると言えよう。法制度や法の専門家が前提とし期待するような知識や理解が、金銭賠償の原則や過失相殺、和解による終局の意味などをめぐって人々の間で共通了解として十分に機能しているとは言い難い状況があるからこそ、Aさん夫婦の訴訟にかけた「親としての思い」や「死別の悲しみ」が十分理解されないことにつながっているとも思われる。

しかし、問題は、法に対する基本的な知識や理解が普及すれば済むというほど単純なものでないように思われる。提訴動機や裁判経過/裁判結果に関する徹底した情報開示を行ったとしても、「事件」の側面から捉える見方・受け止め方に対しては、さほど響かないように思われるからである。GさんやJさんが筆者による「情報開示」に対して示した反応こそ、その一つの証左であるように見える。

同様に、Aさん夫婦の抱える「死別の悲しみ」や子どもを亡くした「親としての思い」もまた、本件事故/事件を主に「事件」の側面から捉える見方・受け止め方に対しては、さほど響いていないようである。その意味で、Aさん夫婦とGさんやJさんとの間の「溝」は大きいと言わざるを得ず、「溝」は簡単に埋めることはできないように思われる。そして本件事故/事件におけるAさん夫婦のように、この「溝」を埋めるために法の場合や力を借りようとするればなおのこと、「溝」が深まって行くという「悪循環」に陥るものと考えられる。この「悪循環」の構図

の下では、法の理解の問題と「死別の悲しみ」に対する共感の問題が、分がち難く複雑に絡み合っていることを理解しておかねばならないだろう。

以上をもって、ひとまずここまでの検討の簡単なまとめとする。

注

- (1) なお、制度はいずれも本件事件当時の呼称をそのまま用いることにする。特に前者、「日本体育・学校健康センター災害共済給付制度」は現在(2008年)、組織の改組により「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」となっている。現在の制度の実態及び資料データについて、詳しくは同センターホームページ<<http://www.naash.go.jp/index.html>>を参照のこと。
- (2) 以下、制度趣旨等についての説明は、日本体育・学校健康センター学校安全部[編]「平成11年度学校安全・災害共済給付要覧」によった。
- (3) 1998(平成10)年度のデータによれば、幼稚園のみ加入率が80.5%であるほかは、小中高校について97.8~99.9%の加入率である。幼稚園については、同年度以降もほぼ80%前後で推移している。
- (4) 金額は2000年当時のデータ。1999年にそれまでの1700万円から2500万円へ、さらに2005年に現在(2008年)の金額2800万円へと段階的に引き上げられている。こうした給付額の段階的引き上げは、過去にも行なわれてきている。
- (5) この場合、損害賠償として加害者から支払われた額に応じて割的に減額した上で給付すべき額がある場合には、その残額について給付がなされる仕組みとなっている。なお、同制度から給付がなされない場合には、供花料として17万円が支払われる仕組みとなっている。
- (6) 2005年4月の制度再編に伴い、センター各都道府県支部は全国6ヶ所の支部に再編されている。また、同センターのサイトHPを通じた共済金給付の「オンライン請求システム」も整備されるに至っている。詳しくは、同センターホームページ<<http://www.naash.go.jp/index.html>>を参照。
- (7) 義務教育諸学校における一般児童生徒の共済掛金は、年額840円であり、このうち4割から6割を学校設置者が負担する形となっている。これにより、児童生徒一人当たりの実際の負担額は年額で500円前後となる。
- (8) 各都道府県・政令指定都市毎に設けられた独自の制度のうち、熊本県下を対象とする制度である。他の都道府県・政令指定都市に設置されて

いる制度とは、その沿革や運営形態・内容とも異なるとされるが、ここでは詳述を略する。

- (9) 同「安全会」会長〔当時〕による説明。筆者による同会長への聞き取り記録（2000年6月23日）より。
- (10) 同じく、同「安全会」会長〔当時〕による説明。筆者による同会長への聞き取り記録（2000年6月23日）より。
- (11) 掛金について、小中学校の児童生徒は年間500円であり、加入手続は単位PTA毎に同「安全会」事務局に申し込む形となっている。給付の対象となる範囲は、「学校教育活動、学校教育外活動、交通事故、特別加入団体の活動」として「センター給付」と重なる部分を持ちつつも、「学校の管理下」概念からこぼれる活動をその範囲に含めている。以上、同「安全会」発行の「平成12年度版熊本県PTA災害見舞金安全会の手引き」による。
- (12) 同「安全会」発行の「平成12年度版熊本県PTA災害見舞金安全会の手引き」によれば、同会の前提として「事故災害による保険金や見舞金の金額を…基本的に3,000万円前後と考え」ていることが説明されている。「学校管理下の災害」であれば、「センター給付」がなされる場合の満額2,500万円と同「安全会」給付の満額1,800万円と合わせて4,300万円が支給されるのに対し、「学校管理下の災害」でなければ同「安全会」給付のみのため、その満額を2,700万円とする旨の説明がなされている。なお、突然死については、その見舞金満額を600万円としている。
- (13) 同「安全会」会長〔当時〕による説明。筆者による同会長への聞き取り記録（2000年6月23日）より。なお、「センター」熊本県支部担当者による説明も、これと同趣旨である。同担当者に対する筆者による聞き取り記録（2000年6月23日）。
- (14) この点について、Aさん夫婦によれば学校側の説明は「申請したものが出たから」という一言だけだったことが語られている。また、別の箇所で母親のAさんは「[二つの] 制度に入っていたんですね…」と一言、述べている。ここからは、学校への入学ないし部活動への入部に際し、ほぼ自動的に「制度」へ加入する仕組みとなっている現状を、実際にわが子を亡くして後に振り返ってみた親の立場からの素直な感想が読み取れるものと言えよう。以上、筆者によるAさん夫婦に対する聞き取り記録（1998年9月21日）より。
- (15) 「センター」熊本県支部担当者による説明、及び同「安全会」会長による説明。同担当者に対する筆者による聞き取り記録（2000年6月23日）及び同会長への聞き取り記録（2000年6月23日）より。もちろん、そうした説明が事前に十分なされていなくても、そのこと自体を決定的に問

題視すべきではない、という立場もありうるだろう。多くの制度において、こうした説明・理解不足という現状は、ある程度「常態的なもの」としてみることもできるからである。しかし、以下本文で見るように、ことが死亡見舞金の給付である場合、被害者遺族両親の立場からはその意味付けをめぐる少なからざる葛藤が生じることになる。その点に照らし合わせても、共済災害制度の下での死亡見舞金に関する説明の問題は、少なからぬ意味を持つものと思われる。この点については、本文中で後に改めて触れることにする。

- (16) 同「安全会」会長による説明。筆者による同会長への聞き取り記録(2000年6月23日)より。
- (17) 「センター」熊本県支部担当者による説明、及び同「安全会」会長による説明。同担当者に対する筆者による聞き取り記録(2000年6月23日)及び同会長への聞き取り記録(2000年6月23日)より。
- (18) 同「安全会」会長による説明。ただし、具体的な統計データに基づいての言及ではなく、またそもそもそうしたデータ自体が取られていないため、「印象論」の域を出るものではないことを断っておく。ただ、そうではあっても、同制度に関与する立場の人間が示した状況に対する「自己認識」として一定の意味を見出すことができるとと思われる。同会長への聞き取り記録(2000年6月23日)より。
- (19) こうした死亡見舞金「受け取り拒否」のケースについては、筆者の聞き取り当時、実際に起きていた具体的なケースについて言及がなされている。このうち、一例については後に民事訴訟が提起され、筆者は、その原告当事者である被害者遺族両親と面識を得ることができた。この事例については、後に改めて取り上げることにしたい。
- (20) 同「報告書」は、筆者が「日本体育・学校健康センター」熊本県支部へ聞き取り調査に訪れた際、同支部が一件書類として保管していた中であつたものである。同支部では、それぞれの年度別・給付事例毎にこれら学校提出の書類一式を保管する形となっている。
- (21) なお、事故後のAさん夫婦に対する校長の話の中で、校長は事故状況について「Aくんは魔が差したんじゃないだろうか」という趣旨の発言をしている。これに対して、Aさん夫婦が反発を覚えていた点は既にAさん夫婦の語りを紹介する中で見た通りである。
- (22) 先の「安全会」会長の指摘である。筆者による同「安全会」会長への聞き取り記録(2000年6月23日)より。
- (23) 平成4年度の給付事例を紹介している。なお、同『事例集(平成6年度版)』の発行日付は、その奥付の記載によれば「平成6年10月20日」となっている。

- (24) 筆者による同「センター」福岡県支部担当職員に対する聞き取りにおける同職員の証言である。なお、同『事例集』の実際の配布状況については、統計的データを入手できていないため、あくまで一職員によって語られた福岡県下の状況に関する証言にとどまることを付記しておく。以上、同「センター」福岡県支部担当職員に対する聞き取り記録（2005年2月17日）より。
- (25) 同専門部は高校レベルの学校弓道において、高校野球における全国高野連と対比される全国組織として位置づけられる。このような全国高体連専門部はその専門種目毎に30数種存在し、同弓道専門部もこうした中の一つの組織である。以上、組織に関する説明については、同弓道専門部長の経験者である奈良県在住の高校教諭（弓道部顧問）に対する筆者の聞き取り（2000年5月15日）による。
- (26) 同雑誌は、学校弓道関係者を含め全国の弓道愛好家・関係者たちにとって情報交換・交流の場を提供していた当時唯一のメディア誌だったと言って過言ではない。そして、山鹿中弓道部においても同雑誌を定期購読し、誌上で行われる競技会に参加したり、全国大会に同中弓道部が参加した際に同中に取材した記事が掲載される等していた事実がある。
- (27) しかし、ここでの検討結果は、本件事故の発生を考える上で重要な情報を示唆していた。すなわち、一つには事故の起こる時期が毎年4月から5月に集中していることや、「上級生は慣れから『心配ない』という自分なりの判断の下に行射し、結果的に事故を招いている」などの点である。
- (28) この点について、先に紹介した雑誌「弓道」（1994年3月号）記事では、「学校管理下での実態調査とあってさまざまな問題点が含まれてのものであったが」と書かれており、こうした調査を行うこと自体の困難さを指摘している。
- (29) 筆者による同関係者への電話聞き取り記録（2000年5月9日）。なお、同関係者は当時、神奈川県弓道連盟の理事／元県立高校校長を務めていた人物である。
- (30) これら関係者は、いずれも先に触れた雑誌「弓道」記事の掲載に関わった全国高体連弓道専門部の担当者たちである。このうち、「関係者①」に該当する人物は2000年当時の同弓道専門部事務局長を務めていた埼玉県内の高校教諭、「関係者②」は本件事故発生当時（1995年）に同弓道専門部長を務めていた奈良県内の高校教諭である。いずれも、それぞれの勤務校で弓道部顧問教諭を務める傍ら、こうした全国組織の役員も務めていたものである。筆者は2000年5月15日（関係者②）、5月17日（関係者①）の両日、それぞれを自宅ないし勤務先に訪ねる形で聞き取りを

行った。

- (31) 筆者による同高校弓道部顧問教諭に対する聞き取り記録(1998年8月7日)より。なお、同顧問教諭は、筆者自身が高校弓道部に在籍時に指導を受けた恩師にあたる人物である。同顧問教諭によれば、聞き取り当時の勤務校である長崎市内の某公立高校に赴任して以来、同校弓道場の設備面での不備・安全性の問題に強い不安を感じたことから一貫して施設の改修を学校側に訴え続けていたが、全く取り合ってもらえない状況が続いていた。しかし、本件事故からおよそ半年後には、「何の説明もなくあっさりと」弓道場施設改修の予算が認められ工事に着手、完工したとのことである。この点について、同顧問教諭は、「当時は気がつかなかったが、時期的にも、対応の異例の早さから見ても、[本件]事故の影響としか思えない」と筆者に語っている。
- (32) この点については、筆者が聞き取りを行った学校弓道関係者たちのいづれもが、本件事故の状況についてほとんど詳しい状況を知らないか、知っていても新聞報道以上の知識ではなかったことを指摘しておかなければならない。また、彼ら関係者たちへの聞き取りは、一人を除いて本件事件が訴訟上の和解により終局して以降行ったものであるが、和解が成立した事実そのものについて知り得ていない状況だった。
- (33) D弁護士とは、熊本市内の同じ某附属小学校に子どもを通わせている保護者同士(Gさんは男性であり、D弁護士とは父親同士)という関係であることがGさんによって語られている。Gさんに対する聞き取り記録(2000年4月22日)。この点、以下の聞き取りの内容には事故が起きた山鹿中学校に実際に子どもを通学させていない／通学させる予定がない保護者としての立場の違いが微妙に反映されていると思われる。詳しくは後に検証する。
- (34) Gさんは医療関係者としての職業柄、Gさんの下を「患者」として訪れる「地域」の人たちとの間で、本件事故／事件について治療の合間に世間話的に話をする機会が多かったということである。Gさんに対する筆者の聞き取り記録(2000年4月22日)より。

なお、Gさんに対する聞き取りは、原告両親代理人の一人であるD弁護士を通じた筆者の依頼に対しGさんが応じる形で実現した。Gさんを訪ねて聞き取り調査を行うため事前に電話でアポイントをとったところ、Gさんは本件事故／事件について「私はよく知らない。中学校の現場も知らない」と断った上で、「あまり無責任なことは言えない」としながらも「当事者双方を知っており、周りがどんな風に受け止めていたかコメントすることに吝かではない」として、後日の聞き取り取材に応じていただいたものである。Gさんへの電話による聞き取り記録(2000年4月

21日) より。

- (35) 以下、Gさんの語りは全て筆者によるGさんに対する聞き取り記録(2000年4月22日)によるものである。
- (36) Gさんの語りの中で「学校は本音を言わない」という部分がある。この言葉に込められた真意について、筆者は調査時に十分な確認をGさんに対して行っていないためひとまず不明と言わざるを得ない。この点、筆者は聞き取りの際、Gさんのこの発言を「学校は事実を明らかにしない／都合の悪いところは隠蔽する」という趣旨に理解していたのだが、本文で示した聞き取りデータの文脈に照らすと別様の解釈も成り立ち得るようである。すなわち、「学校は本音を言わない」という言葉によって、学校側はたとえ裁判になっても事故の原因について「Aくんの問題があった」とする「本音」に基づく反論は行わず、ただ申し訳ないと「頭を下げる」ことしかしないという趣旨の解釈である。仮に発言の真意がこのような趣旨であるならGさんに実際の裁判の経過について十分な認識が持たれていないことの証左にもなるのだが(実際、「裁判の経過については知らない」との発言はある)、ここではこれ以上の解釈を行うことは控えざるを得ない。いずれにしても、Aさん夫婦による本件事件の提訴に対してどこか「間違ってる」「何でそうなるの」という違和感が込められた言葉として理解されることは間違いないだろう。以上、Gさんに対する筆者の聞き取り記録(2000年4月22日)より。
- (37) Gさんは自身の専門分野に関する診療行為について、アメリカで多くの訴訟が提起されていることを現地で見聞した経験を踏まえ、「まったくひどい現状。日本でもそんなことになったら、誰も教科書以上の診療行為はできなくなる」と筆者に語っている。Gさんに対する聞き取り記録(2000年4月22日)。
- (38) Gさん自身も、人々があやふやな情報のもとでうわさとして本件事故／事件に対する様々な印象を語り、Aさん夫婦に対して非難を加えていることについて十分な自覚を持った上で、「そうした話」であることを断った上で筆者の聞き取りに応じていることを、ここで改めて付記しておく。
- (39) ここで登場する新聞記者2名／テレビカメラマン1名は、いずれも地元紙／地元テレビ局の記者／報道カメラマンである。記者Hさんと報道カメラマンJさんに対する聞き取りは、1999年6月7日、山鹿市議会内部の記者控え室にて行った。この日、山鹿市議会では本件事件の和解案が議題として上程されており、この市議会の模様を取材に訪れていたHさん、Jさんに対して筆者が声をかけ、その場で急遽ご協力をいただいたものである。

もう一人の地元紙記者Iさんは、Hさんの前任者として地元紙の山鹿

支局に勤務していた記者である。本件事故発生当時、山鹿支局勤務の記者として本件事故に関する取材に当たり、Aさん夫婦への取材も行っている。Iさんに対する聞き取りは、本件事件が和解で終局してからほぼ一年後の2000年5月30日、Iさんの当時の勤務先である地元紙本社ビルにて行った。

- (40) 以下、本文中で紹介するJさんの語りは全て、筆者によるJさんに対する聞き取り記録(1999年6月7日)による。
- (41) 以下、本文中で紹介するHさんの語りも全て、Jさん同様筆者によるHさんに対する聞き取り記録(1999年6月7日)による。
- (42) Hさんの語り中「選挙は関係ない」とあるのは、本件事故発生時から和解に至る経過において市長選挙(1999年2月)が行われ、市長が交代していることを示す。Hさんに対する聞き取り記録(1999年6月7日)より。
- (43) HさんはD弁護士に取材した際の印象を以下のように語っている。「取材の過程で、原告側代理人のD弁護士に話を聞いた。生徒Bくんととの和解については、D弁護士に聞いてはじめて知った。市側の責任が明らかになったことを、D弁護士は納得していた。しかし、金額的には不満のようだった」。Hさんに対する筆者の聞き取り記録(1999年6月7日)より。
- (44) Iさんによれば、本件事故のような学校事故の報道に携わったのは「初めてかもしれない」とのことだった。なお、本件事故が提訴されて以降は裁判事件として地元紙本社の裁判担当記者の手に移り、Iさんが取材にかかわったり、記事を執筆することはなかったとのことである。この点についてIさんは、裁判以後の検証記事という面で「書く立場になかったから書かなかったが、できれば書きたかった」と筆者に語っている。筆者によるIさんに対する聞き取り記録(2000年5月30日)より。

なお、Iさん執筆と同様の検証記事は、毎日新聞にも掲載されている(毎日新聞、1995年5月10日付朝刊記事)。毎日新聞掲載の記事は「『生徒だけの練習』に波紋」との見出しで「生徒だけで練習させていいのか」との指摘を紹介する一方、「学校を責めるのは酷」との地元弓道関係者の声を紹介して「危険視に懸念の声も」とするサブ見出しを付している。結論として「事故をきっかけに学校スポーツの安全対策の議論が広がろうだ」とする点は、Iさんによる検証記事とほぼ同趣旨と理解することができることのみ、ここでは紹介しておく。

- (45) 筆者によるIさんへの聞き取り記録(2000年5月30日)より。
- (46) この点はもちろん、筆者のIさんに対する聞き取り内容の設定に伴う問題、具体的な質問内容にかかわる問題でもある。筆者はIさんに対し

て「Aさん夫婦の死別の悲しみをどう思われますか」という類の「ストレートな質問」は行っていない。限られた時間の中で専ら、Iさんが取材を行った時点での本件事故に対する印象を尋ねたことが影響しているものとまずは考えるべきであろう。そのことは踏まえた上で、聞き取り記録全体を通してIさんがAさん夫婦の「死別の悲しみ」に何らかの形で関わるような言及を行っていないことも、一方では事実である。ここでは、そのことのみに触れておくにとどめる。

- (47) 以下のKさんの語りは、Kさんに対する筆者の聞き取り記録(2000年4月22日)による。
- (48) この点は、当時の山鹿市市議会議事録である「平成7年(第4回)山鹿市議会6月定例会会議録」においても確認することができる。同「会議録」、117-119頁にその記載がある。Kさんの質問に対する教育長の答弁内容である。
- (49) この「臨時視察」実施は、「平成11年(第4回)山鹿市議会6月定例会会議録」において、Lさんによる質問に対する教育長答弁の中で言及されている。ただし、その実施時期や内容について詳細を明らかにすることはできなかった。以下のような記載があるのみである。「事故が起きました直後、当時の文教厚生委員さん方々臨時視察をしていただいて、いろいろな叱責も受けましたし、あるいはご指導もいただきました。それによりまして、そういうこともございまして、重大事故を起こしたということの責任と、その教訓を施設の管理面及び指導の面、両面について徹底した見直しを行い、改善をしたところでございます。以上、「平成11年(第4回)山鹿市議会6月定例会会議録」、141頁より。なお、事故発生時、Kさんは総務委員会に所属しており、文教厚生委員会の所属ではなかったそうである。Kさんに対する筆者の聞き取り記録(2000年4月22日)。
- (50) 「平成7年(第4回)山鹿市議会6月定例会会議録」、117-119頁。答弁ではその他、通学路の安全確保や小学校の体育館施設の老朽問題、プールサイドの安全確保対策や、グラウンドの水はけ対策等が挙げられている。
- (51) 本稿、Ⅲ. 2. (2) ①本件事故についての学校事故報告書の内容と反省<教育委員会の反省>、項目番号(5)及び以下の記述、参照。
- (52) 教育長がこのように率直な反省の答弁を行った動機について、十分に解明することはできない。既に見たように、後の訴訟で山鹿市の代理人を務めたE弁護士のアドバイスや認識、つまり、法的には「学校事故災害見舞金制度」を通じた制度的担保が行われるため問題ないという認識があったかどうかは、不明と言わざるを得ない。
- (53) 同定例議会は、平成8(1996)年9月6日に開かれている。「平成8年

(第5回)山鹿市議会9月定例会会議録」より。

なお、この質問を行った意図としてKさんは次のように述べている。「途中経過は訴訟の進め方に関わるので、なかなか聞きにくい。逃げられるのが常。聞いても答えない。質問を行うことで、『この問題は忘れていないんだよ』という意味合いがある」。Kさんに対する筆者の聞き取り記録(2000年4月22日)。

- (54) 「平成8年(第5回)山鹿市議会9月定例会会議録」、92-93頁。
- (55) 「平成8年(第5回)山鹿市議会9月定例会会議録」、98-99頁。
- (56) Kさんの語るところによれば、Aさん夫婦による提訴時に裁判に至った経緯について「山鹿市教育委員会に足を運んで聞き出した」とのことである(ただし、その「聞き出した」詳細については不明)。また、傍聴を断念した理由の一つに市当局がKさんに対し「裁判日程を聞くのにも、いい顔をしなかった」こともあるという。以上、Kさんに対する筆者の聞き取り記録(2000年4月22日)より。
- (57) 以下、Lさんの語りについては全て筆者によるLさんへの聞き取り記録(2000年4月22日)によっている。
- (58) 「平成11年(第4回)山鹿市議会6月定例会会議録」、140頁。
- (59) 「平成11年(第4回)山鹿市議会6月定例会会議録」、141-142頁。
- (60) Lさんによれば、Lさんの子どもは事故発生当時、被害者Aくんの弟と同じクラスであったということである。Lさんに対する筆者の聞き取り記録(2000年4月22日)より。

(未完)